

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2022年5月6日改定）

■振替規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>1 適用範囲</p> <p>加入者の振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から預り金を払い出して加入者の指定する他の振替口座に振り替える取扱い（以下「電信振替」といいます。）は、当行が別に定める場合を除き、この規定により取り扱います。</p> | <p>1 適用範囲</p> <p>加入者の振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から預り金を払い出して加入者の指定する他の振替口座に振り替える取扱い（<u>国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。</u>以下「電信振替」といいます。）は、当行が別に定める場合を除き、この規定により取り扱います。</p> |
| <p>7 電信振替の内容の照会等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>7 電信振替の内容の照会等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 第1項の請求については、提示された受付票又は受払いに関する通知票について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうえは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p> |
| <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p> | <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2022年5月6日</u>から実施します。</p> |

■振込規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>1 適用範囲</p> <p>振込依頼書又は当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。</p> | <p>1 適用範囲</p> <p>振込依頼書又は当行所定の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）による振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）から他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」といいます。）あての振込（<u>国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。）を除きます。</u>以下「振込」といいます。）については、この規定により取り扱います。</p> |
| <p>6 取引内容の照会等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>6 取引内容の照会等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 第1項の請求については、提示された依頼書控等について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて取り扱いましたうえは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p> |
| <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p> | <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2022年5月6日</u>から実施します。</p> |

■国際送金規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>1 適用範囲</p> <p><u>国際送金</u>については、この規定により取り扱うものとし、当行が特に必要があると認めて国際送金に準ずる取引を行う場合には、当行が別に定めるところによりこれを取り扱います。</p> | <p>1 適用範囲</p> <p><u>次に掲げる国際送金取引（以下「国際送金」といいます。）</u>については、この規定により取り扱うものとし、当行が特に必要があると認めて国際送金に準ずる取引を行う場合には、当行が別に定めるところによりこれを取り扱います。</p> <p>① <u>口座間送金</u></p> <p>② <u>国内非居住者円貨建て送金</u></p> |
| <p>3 定義</p> <p>(1) <u>国際送金</u></p> <p><u>国際送金</u>とは、振替貯金口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下「口座」といいます。）の預り金から送金資金を払い出し、<u>国際送金</u>に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国において受取人の銀行口座又は振替口座（以下「銀行口座等」といいます。）に送金資金を入金するものをいいます。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>3 定義</p> <p>(1) <u>口座間送金</u></p> <p><u>口座間送金</u>とは、振替貯金口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下「口座」といいます。）の預り金から送金資金を払い出し、<u>口座間送金</u>に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国において受取人の銀行口座又は振替口座（以下「銀行口座等」といいます。）に送金資金を入金するものをいいます。</p> <p><u>(2) 国内非居住者円貨建て送金</u></p> |

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>(2) 交換国 交換国とは、本邦と国際送金を交換する国又は地域で、当行が公表したものをいいます。</p> <p>(3) 表示貨幣 表示貨幣とは、送金金額の表示に使用する通貨をいいます。</p> <p>(4) 関係銀行等 関係銀行等とは、国際送金に関して、当行が行う支払指図の仲介又は交換国において受取人の銀行口座等への送金資金の受入れを行う銀行等をいいます。</p> | <p style="text-align: center;"><u>国内非居住者円貨建て送金とは、外国為替及び外国貿易法上の（非）居住者と非居住者との間において、差出人の口座の預り金から送金資金を払い出し、差出人の指定する他の口座に振り替える取扱い又は他の金融機関の国内本支店にある受取人の銀行口座等に振り込む取扱いとして当行が受け付けたものをいいます。</u></p> <p>(3) 交換国 交換国とは、本邦と口座間送金を交換する国又は地域で、当行が公表したものをいいます。</p> <p>(4) 表示貨幣 表示貨幣とは、口座間送金において送金金額の表示に使用する通貨をいいます。</p> <p>(5) 関係銀行等 関係銀行等とは、国際送金に関して、当行が行う支払指図の仲介又は交換国若しくは本邦内において受取人の銀行口座等への送金資金の受入れを行う銀行等をいいます。</p> |
| <p>4 国別交換条件 交換国ごとの表示貨幣等、国際送金の国別交換条件は、当行所定の方法により公表します。また、国際送金に必要な支払指図の仲介を行う関係銀行等及び当該支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。</p> | <p>4 国別交換条件 交換国ごとの表示貨幣等、口座間送金の国別交換条件は、当行所定の方法により公表します。また、口座間送金に必要な支払指図の仲介を行う関係銀行等及び当該支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。</p> |
| <p>5 国際送金の取扱い</p> <p>(1) 国際送金の請求は、次により行ってください。</p> <p>① 国際送金を請求しようとするときは、当行所定の書類に送金金額（当行所定の金額を上限とします。）、差出人並びに受取人の住所及び氏名その他必要事項（法令に定める取引時確認に係る確認事項を含みます。以下同じとします。）を正確に記入し、押印（又は署名）のうえ、本支店等（差出人が自己の口座から払出しをするためにあらかじめ指定した一の当行所定の本支店等に限り、）に提出してください。</p> <p>② 総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた口座（以下第8条第2項及び第9条第2項において「総合口座」といいます。）により国際送金の請求をしようとするときは、①にかかわらず、必要事項を記入し、押印（又は署名）した当行所定の書類に通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。③において同じとします。）を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 当行は、前各号の当行所定の書類（次項、第17条第1項及び第18条において「請求書類」といいます。）に記載された事項を国際送金の内容として取り扱います。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 国際送金の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第2項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。</p> <p>(4) 国際送金の請求に当たっては、送金資金を差出人の口座の預り金から払出すことによりいただきます。</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) 国際送金の請求があったときは、当行所定の方法により、差出人控書類を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この差出人控書類は、国際送金の受付を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</p> | <p>5 国際送金の取扱い</p> <p>(1) 口座間送金の請求は、次により行ってください。</p> <p>① 口座間送金を請求しようとするときは、当行所定の書類に送金金額（当行所定の金額を上限とします。）、差出人並びに受取人の住所及び氏名その他必要事項（法令に定める取引時確認に係る確認事項を含みます。以下同じとします。）を正確に記入し、押印（又は署名）のうえ、本支店等（差出人が自己の口座から払出しをするためにあらかじめ指定した一の当行所定の本支店等に限り、）に提出してください。</p> <p>② 総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた口座（以下第8条第2項及び第9条第2項において「総合口座」といいます。）により口座間送金の請求をしようとするときは、①にかかわらず、必要事項を記入し、押印（又は署名）した当行所定の書類に通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。③において同じとします。）を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>③ （同左）</p> <p>④ 当行は、前各号の当行所定の書類（次項、第17条第1項及び第18条において「請求書類」といいます。）に記載された事項を口座間送金の内容として取り扱います。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 国内非居住者円貨建て送金の請求は、振替規定第3条（電信振替）（第2項を除きます。）又は振込規定第3条（振込の依頼）（第2項を除きます。）により行ってください。</p> <p>(4) 国際送金の請求を受け付けるに当たっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律（次条第3項①において「外国為替関連法規」といいます。）の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。</p> <p>(5) 口座間送金の請求に当たっては、送金資金を差出人の口座の預り金から払出すことによりいただきます。</p> <p>(6) （同左）</p> <p>(7) 国際送金の請求があったときは、当行所定の方法により、差出人控書類（国内非居住者円貨建て送金については振替規定又は振込規定に定める書類をいいます。以下同じとします。）を交付しますので、国際送金の内容を確認してください。この差出人控書類は、国際送金の受付を証</p> |

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| | 明する書類となりますので、大切に保管してください。 |
| <p>6 国際送金の成立及び解除</p> <p>(1) 国際送金は、当行が国際送金の請求を承諾し、送金資金及び当行所定の料金を受領した時に成立するものとします。ただし、口座から送金資金及び当行所定の料金を相当する預り金を払い出すことができなかったときは、その国際送金の請求は、初めからなかったものとして取り扱います。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 前項により国際送金が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めるときは、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(3) 前項による解除の場合には、差出人控書類と引換えに当行所定の方法により送金資金及び料金を返却します。この場合、当行所定の証明資料の提示等を求めることがあります。</p> <p>(4) 前項による返却に当たり、提出された差出人控書類について当行が交付したものであると相当の注意をもって認めて当該差出人控書類と引換えに、送金資金及び料金を返却しましたうへは、それにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> | <p>6 国際送金の成立及び解除</p> <p>(1) 口座間送金は、当行が口座間送金の請求を承諾し、送金資金及び当行所定の料金を受領した時に成立するものとします。ただし、口座から送金資金及び当行所定の料金を相当する預り金を払い出すことができなかったときは、その口座間送金の請求は、初めからなかったものとして取り扱います。</p> <p>(2) 国内非居住者円貨建て送金の成立については、振替規定第4条（第2項を除きます。）又は振込規定第4条（第2項を除きます。）によるものとします。</p> <p>(3) 前2項により国際送金が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めるときは、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p>(4) 前項による解除の場合には、当行所定の方法により送金資金及び料金を返却します。この場合、当行所定の証明資料の提示等を求めることがあります。</p> <p>(削除)</p> |
| <p>7 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>(1) 国際送金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができます。</p> <p>なお、前条第1項により国際送金が成立した後であっても、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> | <p>7 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>(1) 国際送金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができます。</p> <p>なお、前条第1項又は第2項により国際送金が成立した後であっても、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> |
| <p>8 調査請求</p> <p>(1) 差出人は、国際送金の請求後、当行所定の期間において、国際送金の処理の経過について調査を請求することができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。</p> <p>(2) 総合口座の加入者がする国際送金の処理の経過の調査請求は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、差出人の指示に従い、国際送金の再送の取扱い又は送金資金の返却をします。この送金資金の返却については、次条第3項及び第4項を準用します。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>8 調査請求</p> <p>(1) 差出人は、口座間送金の請求後、当行所定の期間において、口座間送金の処理の経過について調査を請求することができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。</p> <p>(2) 総合口座の加入者がする口座間送金の処理の経過の調査請求は、前項の当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、差出人の指示に従い、口座間送金の再送の取扱い又は送金資金の返却をします。この送金資金の返却については、次条第3項及び第4項を準用します。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 国内非居住者円貨建て送金の請求の内容の照会について、振替規定第7条（電信振替の内容の照会等）又は振込規定第6条（取引内容の照会等）によりそれぞれ取り扱います。</p> |
| <p>9 国際送金の請求の取消し</p> <p>(1) 差出人は、国際送金の請求後、当行所定の期間において、国際送金の請求の取消しの請求をすることができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。</p> <p>(2) 総合口座の加入者がする国際送金の請求の取消しの請求は、前項の当</p> | <p>9 国際送金の請求の取消し等</p> <p>(1) 差出人は、口座間送金の請求後、当行所定の期間において、口座間送金の請求の取消しの請求をすることができます。この場合、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。</p> <p>(2) 総合口座の加入者がする口座間送金の請求の取消しの請求は、前項の当</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。</p> <p>(3) 国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> | <p>当行所定の書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等にカード等を提出し、本支店等に設置した端末機にカード等の暗証を入力してすることができます。</p> <p>(3) 口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を当行所定の方法により返却します。この場合、返却する金額は、口座間送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 国内非居住者円貨建て送金の請求の依頼内容の変更については振込規定第7条（依頼内容の変更）により、取消し又は組戻しについては、振替規定第8条（電信振替の請求の取消し）又は振込規定第8条（組戻し）によりそれぞれ取り扱います。</p> <p>(6) (同左)</p> |
| <p>10 事故の訂正</p> <p>(1) 関係銀行等から事故のため送金資金の受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、書面により、事故の内容を差出人に通知します。</p> <p>(2) (略)</p> | <p>10 事故の訂正</p> <p>(1) 口座間送金において、関係銀行等から事故のため送金資金の受取人の銀行口座等への受入れができない旨の通知があったときは、書面により、事故の内容を差出人に通知します。</p> <p>(2) (同左)</p> |
| <p>12 料金等</p> <p>(1) 国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 国際送金の料金は、差出人の口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② 国際送金に係る調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、現金でいただきます。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> | <p>12 料金等</p> <p>(1) 国際送金に係る請求等については、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 国際送金の料金は、差出人の口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② 口座間送金に係る調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、現金でいただきます。</p> <p>③ 国内非居住者円貨建て送金の請求の取消し、特殊取扱、組戻し又は依頼内容の変更に係る請求は、振替規定第10条（料金）第2項及び第3項又は振込規定第10条（料金）第2項によりいただきます。</p> <p>(2) (同左)</p> |
| <p>13 換算割合</p> <p>国際送金の請求に当たり、表示貨幣が外国通貨の場合に適用する換算割合は、当行の計算実行時における所定の換算割合とします。なお、換算割合により計算した金額は、円未満は切り捨てます。ただし、その金額の全部が1銭以上1円未満であるときは、その金額を1円とします。</p> | <p>13 換算割合</p> <p>口座間送金の請求に当たり、表示貨幣が外国通貨の場合に適用する換算割合は、当行の計算実行時における所定の換算割合とします。なお、換算割合により計算した金額は、円未満は切り捨てます。ただし、その金額の全部が1銭以上1円未満であるときは、その金額を1円とします。</p> |
| <p>17 通知等のための連絡先等</p> <p>(1) 国際送金の取扱いについて差出人に通知し又は照会する場合には、差出人から提出された請求書類その他の書類に記載された住所又は電話番号を連絡先とします。</p> <p>(2) (略)</p> | <p>17 通知等のための連絡先等</p> <p>(1) 国際送金の取扱いについて差出人に通知し又は照会する場合には、差出人から提出された請求書類その他の書類に記載された住所若しくは電話番号又は送金資金を払い出した口座について届出のあった住所若しくは電話番号を連絡先とします。</p> <p>(2) (同左)</p> |
| <p>19 規定の適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国際送金には、この規定のほか、振替規定第11条（印鑑照合等）及び第12条（盗難通帳による電信振替）を準用します。</p> | <p>19 規定の適用</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 国際送金には、この規定のほか、振替規定第11条（印鑑照合等）及び第12条（盗難通帳による電信振替）又は振込規定第11条（印鑑照合等）及び第12条（盗難通帳による振込）を準用します。</p> |
| <p>附 則 （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、2020年1月6日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定の実施前に当行が受け付けた住所あて送金について、当該住所あて送金に係る調査、取消し、事故の訂正等の各種請求は、この改正規定の実施後も改正前規定により取り扱います。</p> | <p>附 則 （実施期日）</p> <p>この改正規定は、2022年5月6日から実施します。なお、この規定において日本語版と翻訳版との間に解釈の相違等が生じた場合には、日本語版が優先するものとします。</p> <p>(削除)</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

■International Remittance Terms and Conditions (国際送金規定 英訳版)

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>（規定名を変更）</p> <p><u>Terms and Conditions of International Remittance Service</u></p> | <p><u>International Remittance Terms and Conditions</u></p> |
| <p><u>Article 1. Scope of Terms and Conditions</u></p> <p><u>The Terms and Conditions shall apply to the international remittance service.</u></p> <p><u>Other conditions designated by Japan Post Bank shall apply to transactions similar to the international remittance service when Japan Post Bank recognizes a special necessity.</u></p> | <p><u>Article 1. Scope of Application of these Terms and Conditions</u></p> <p><u>The international remittance transactions listed below (hereinafter referred to as “International Remittance”) shall be processed in accordance with these Terms and Conditions.</u></p> <p><u>If any transactions similar to International Remittance are conducted in response to Japan Post Bank (hereinafter referred to as “JPB”) finding it specifically necessary, they may be processed in accordance with other terms and conditions to be designated by JPB.</u></p> <p><u>(i) Inter-account Transfer</u></p> <p><u>(ii) Non-resident Domestic Remittance in Yen</u></p> |
| <p><u>Article 2. Agencies Handling the International Remittance Service</u></p> <p><u>The international remittance service is handled by Japan Post Bank’s central branch, branches and sub-branches and Japan Post’s post offices (hereinafter referred to as “branch office”) announced in accordance with the method prescribed by Japan Post Bank.</u></p> | <p><u>Article 2. Service Offices</u></p> <p><u>International Remittances are processed at JPB’s head office, branches and sub-branches and Japan Post’s post offices (hereinafter collectively referred to as “Service Office”) announced by the method prescribed by JPB.</u></p> |
| <p><u>Article 3. Definitions</u></p> <p><u>(1) International Remittance Service</u></p> <p><u>The term “international remittance service” means a remittance in which Japan Post Bank debits a remittance amount from a remitter’s transfer savings account (transfer account stipulated in the Terms and Conditions of Transfer Savings Accounts, and hereinafter referred to as “account”), notifies the partner institution etc. in the exchange country of the necessary information on the application, after which the amount is credited to the payee’s bank account or postal giro account (hereinafter referred to as “bank account etc.”) in the exchange country.</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) Exchange country</u></p> <p><u>The term “exchange country” indicates a country or region exchanging the international remittance service with Japan and announced as such by Japan Post Bank.</u></p> <p><u>(3) Expressed currency</u></p> <p><u>The term “expressed currency” means a currency used to indicate the amount of the international remittance service.</u></p> <p><u>(4) Partner institution etc.</u></p> <p><u>The term “partner institution etc.” means a bank or a postal administration etc. in the exchange country that intermediates a payment order from Japan Post Bank or credits a remittance amount to the payee’s bank account etc. in the</u></p> | <p><u>Article 3. Definitions</u></p> <p><u>(1) Inter-account Transfer</u></p> <p><u>The term “Inter-account Transfer” means a money transfer to disburse a requested amount from a fund deposited in a payer’s transfer savings account (meaning a transfer account specified in the Terms and Conditions of Transfer Savings Accounts; hereinafter referred to as “Transfer Account”), and paying the disbursed amount into a payee’s bank account or postal giro account (hereinafter referred to as “Receiving Account”) in the Destination Country based on JPB’s provision of advice regarding necessary information concerning Inter-account Transfers to the Processing Bank.</u></p> <p><u>(2) Non-resident Domestic Remittance in Yen</u></p> <p><u>The term “Non-resident Domestic Remittance in Yen” means a money transfer between a resident or non-resident (as defined in Japan’s Foreign Exchange and Foreign Trade Act) and a non-resident accepted and processed by JPB, whereby an amount to be remitted is disbursed from a fund deposited in the payer’s Transfer Account and the disbursed amount is transferred to a different Transfer Account designated by the payer or paid into the payee’s Receiving Account at another financial institution’s head office or branch office located in Japan.</u></p> <p><u>(3) Destination Country</u></p> <p><u>The term “Destination Country” means any of the countries and territories announced by JPB where Inter-account Transfers are exchanged with Japan.</u></p> <p><u>(4) Transaction Currency</u></p> <p><u>The term “Transaction Currency” means a currency used to indicate the amount to be remitted in an Inter-account Transfer.</u></p> <p><u>(5) Processing Bank</u></p> <p><u>The term “Processing Bank” means a bank, postal savings bank, or financial institution acting in an International Remittance to intermediate a payment order from JPB or to deposit a remitted amount into a payee’s Receiving Account in</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <u>exchange country.</u> | <u>the Destination Country or in Japan.</u> |
| <p><u>Article 4. Conditions for the Exchange by Country</u></p> <p><u>Conditions for the exchange of the international remittance transactions by country i.e., expressed currencies etc. are announced in accordance with the method prescribed by Japan Post Bank. The partner institution etc. providing intermediary services for payment orders and transmission means for these payment orders concerning the international remittance service is fixed by Japan Post Bank.</u></p> | <p><u>Article 4. Exchange Conditions by Country</u></p> <p><u>The Transaction Currencies and other conditions for Inter-account Transfer, which are specified by country, are announced by the method prescribed by JPB. The Processing Banks intermediating payment orders necessary for Inter-account Transfers and the means of transmitting such payment orders are designated by JPB.</u></p> |
| <p><u>Article 5. Handling of the International Remittance Service</u></p> <p><u>(1) Requests for the international remittance service shall be made as follows:</u></p> <p><u>(i) When requesting the international remittance service, the remitter is required to correctly fill in a form prescribed by Japan Post Bank with the remittance amount (within a maximum amount prescribed by Japan Post Bank), remitter's name and address and those of the payee and other necessary information (including detailed information concerning "verification at the time of transaction" stipulated by laws and regulations, the same shall apply hereinafter.), affix the remitter's seal impression (or signature) to it; and submit it to a branch office (only a branch office previously designated by the remitter and prescribed by Japan Post Bank is authorized to debit the account).</u></p> <p><u>(ii) When requesting the international remittance service, utilizing an account applied in accordance with Paragraph 3 of Article 3 (Application) of the Terms and Conditions of the Integrated Account Transactions (to be referred to as the "Integrated Account" in Paragraph 2 of Article 8 and Paragraph 2 of Article 9), notwithstanding the provisions of (i) above, the remitter is required to fill in a form prescribed by Japan Post Bank with the necessary information; affix the remitter's name and seal impression (or signature) to it, and submit it to a branch office together with the passbook (ordinary deposit passbook or ordinary savings deposit passbook to which the Terms and Conditions of the Integrated Account Transactions apply, also described as "passbook" in the following subsection (iii)).</u></p> <p><u>(iii) In (ii) above, the remitter can submit a form prescribed by Japan Post Bank with the necessary information together with the remitter's card (to which the Terms and Conditions of Cash Cards apply) or passbook (to be referred to as "Cards, etc." in Paragraph 2 of Article 8 and Paragraph 2 of Article 9), and key in the PIN at a branch office terminal instead of affixing the seal impression (or signature) to it.</u></p> <p><u>(iv) Japan Post Bank shall regard the details on the form mentioned in each (i) to (iv) above (stipulated "application form" in Article 5 (2), Article 17 (1) and Article 18) as the content of the request.</u></p> <p><u>(2) Neither Japan Post Bank nor Japan Post (hereinafter referred to as "Japan Post Bank etc.") shall be held responsible for</u></p> | <p><u>Article 5. Processing International Remittances</u></p> <p><u>(1) An application for an Inter-account Transfer shall be made as follows.</u></p> <p><u>(i) When applying for an Inter-account Transfer, the payer is required to correctly state the amount to be remitted (which shall not exceed the maximum amount prescribed by JPB), the payer's name and address, the payee's name and address, and other necessary information (including detailed information specified by relevant laws that is required to be verified at the time of a transaction; the same applies hereinafter) in a form prescribed by JPB, set the payer's seal or signature on the form, and submit it to a Service Office (which must be a JPB-authorized Service Office that has been designated by the payer in advance for disbursing funds from the payer's Transfer Account).</u></p> <p><u>(ii) When applying for an Inter-account Transfer through the use of an account established in accordance with Paragraph 3 of Article 3 (Application) of the Terms and Conditions of the Integrated Account Transactions (hereinafter referred to as "Integrated Account" in Article 8(2) and Article 9(2) hereof), the payer is, regardless of the provisions of paragraph (i) above, required to fill out a form prescribed by JPB, set the payer's name and seal or signature on the form, and submit it to a Service Office together with the payer's passbook (meaning an ordinary deposit passbook or ordinary savings deposit passbook governed by the Terms and Conditions of the Integrated Account Transactions; the same applies in paragraph (iii) below).</u></p> <p><u>(iii) Alternatively, the application referred to in paragraph (i) above may be made by filling out a form prescribed by JPB, submitting it together with the payer's cash card (meaning a cash card governed by the Terms and Conditions of Cash Cards) or passbook (such cash card and passbook being hereinafter collectively referred to as "Card/Passbook" in Article 8(2) and Article 9(2) hereof), and inputting a PIN number through a terminal device placed at a Service Office, instead of affixing the seal or signature.</u></p> <p><u>(iv) JPB shall be entitled to rely on the information stated in the document in its prescribed form referred to in paragraphs (i) to (iii) above (hereinafter referred to as "Application Document" in Article 5(2), Article 17(1) and Article 18) as the content of the requested Inter-account Transfer.</u></p> <p><u>(2) Neither JPB nor Japan Post (hereinafter collectively referred to as "JP Group") shall be responsible or liable for any loss</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p><u>any losses or damages resulting from erroneous or inadequate information provided on the application form.</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) When requesting the international remittance, the remitter in accordance with Foreign Exchange and Foreign Trade Law and other laws and regulations relevant to the services (stipulated “foreign exchange laws and regulations” in Article 6 (2) (i)) is required to follow certain procedures such as verification etc. prescribed by Japan Post Bank.</u></p> <p><u>(4) When requesting the international remittance service, the remitter is required to pay the remittance amount shall be paid by debiting the amount from the remitter’s account.</u></p> <p><u>(5) When requesting the international remittance service, the remitter is required to pay the charge prescribed by Japan Post Bank.</u></p> <p><u>(6) When receiving a request for the international remittance service, Japan Post Bank shall provide the remitter with a counterfoil in accordance with the method prescribed by Japan Post Bank. The counterfoil should be checked and kept by the remitter as it certifies acceptance of the request.</u></p> | <p><u>or damage resulting from incorrect or insufficient information provided in any Application Document.</u></p> <p><u>(3) An application for a Non-resident Domestic Remittance in Yen shall be made in accordance with Article 3 (Telegraphic Transfer) of the Account Transfer Terms and Conditions (excluding Paragraph 2 thereof) or Article 3 (Application for Money Transfer) of the Interbank Transfer Terms and Conditions (excluding Paragraph 2 thereof).</u></p> <p><u>(4) To accept an application for an International Remittance, JPB must carry out identity verification and other procedures required under Japan’s Foreign Exchange and Foreign Trade Act and other relevant laws and regulations (hereinafter referred to as “Japanese Forex Laws” in Article 6(3) (i)). The payer is therefore required to undergo the procedures prescribed by JPB when applying for an International Remittance.</u></p> <p><u>(5) To process an Inter-account Transfer requested by a payer, the amount to be remitted will be disbursed from the payer’s Transfer Account.</u></p> <p><u>(6) To process an International Remittance requested by a payer, JPB will collect its prescribed fees from the payer.</u></p> <p><u>(7) Upon receipt of an application for International Remittance, JPB will deliver a copy of the Application Document (meaning the document specified in the Account Transfer Terms and Conditions or the Interbank Transfer Terms and Conditions if the International Remittance in question is a Non-resident Domestic Remittance in Yen; the same applies hereinafter). The payer must check the content of such copy and safekeep it as evidence of JPB’s acceptance of the application.</u></p> |
| <p><u>Article 6. Acceptance and Cancellation of International Remittance Transactions</u></p> <p><u>(1) An international remittance shall be regarded as having been entered into when Japan Post Bank accepts the request for the international remittance service and receives the remittance amount and charge. In the event that the remittance amount and charge prescribed by Japan Post Bank not debited from the account, the request for the international remittance service shall be considered not to have been made.</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) Even after accepting the request pursuant to the preceding Paragraph, Japan Post Bank may at its own discretion cancel the transaction, if any of the following apply (Japan Post Bank and Japan Post shall not be held responsible for any losses or damages resulting from such cancellation):</u></p> <p><u>(i) The remittance is or threatens to be in violation of relevant laws and regulations including foreign exchange laws and regulations or public order and morality;</u></p> <p><u>(ii) Natural disaster, war, insurrection, freezing of assets, suspension of payments of the partner institution etc. occurs</u></p> | <p><u>Article 6. Formation and Cancellation of a contract for International Remittances</u></p> <p><u>(1) A contract for an Inter-account Transfer shall be deemed to have been formed between JPB and the payer when JPB accepts the application for the Inter-account Transfer and receives the amount to be remitted and service fees from the payer. If, however, JPB is unable to debit the sum of the amount to be remitted and service fees from the payer’s Transfer Account, the application for the Inter-account Transfer shall be treated as being void ab initio.</u></p> <p><u>(2) The formation of a contract for a Non-resident Domestic Remittance in Yen shall be subject to Article 4 of the Account Transfer Terms and Conditions (excluding Paragraph 2 thereof) or Article 4 of the Interbank Transfer Terms and Conditions (excluding Paragraph 2 thereof).</u></p> <p><u>(3) Even after a contract for an International Remittance has been formed, pursuant to paragraph (1) or (2) above, JPB may, at its sole discretion, cancel the International Remittance in any of the following cases. In this case, the JP Group shall not be responsible or liable for any loss or damage resulting from such cancellation.</u></p> <p><u>(i) The International Remittance causes or is likely to cause a violation of Japanese Forex Laws or other applicable laws or regulations or disobedience to public order or morality.</u></p> <p><u>(ii) A natural disaster, war, insurrection, asset freezing, suspension of payments or any other event involving the</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p><u>or threatens to occur;</u></p> <p><u>(iii) Information provided on “verification at the time of transaction” stipulated by laws and regulations and in other procedures concerning the international remittance service is proven to include deceit;</u></p> <p><u>(iv) Other valid reasons, such as the remittance being likely related to a crime;</u></p> <p><u>(v) The remittance threatens to be related to money laundering or financing of terrorism, threatens to be in violation of relevant laws including economic sanctions laws and regulations; or</u></p> <p><u>(vi) Any other event in which no response is made to a request for verification from Japan Post Bank without justifiable reasons.</u></p> <p><u>(3) In the case of cancellation by Japan Post Bank pursuant to the preceding paragraph, the remittance amount and charge paid shall be refunded to the remitter in exchange for the counterfoil in accordance with the procedures prescribed by Japan Post Bank. In this case, the presentation of identification as prescribed by Japan Post Bank or other procedures prescribed by Japan Post Bank may be required.</u></p> <p><u>(4) With respect to refunds pursuant to Paragraphs (3), Japan Post Bank etc. shall not be held responsible for any losses or damages resulting from this refund, provided the remittance amount and charge are refunded after the submitted counterfoil has been carefully verified as being issued by Japan Post Bank.</u></p> | <p><u>Processing Bank has occurred or is likely to occur.</u></p> <p><u>(iii) Any misstatement or false information is found in the information reported to JPB during the course of carrying out statutory verification procedures or other procedures pertaining to the International Remittance.</u></p> <p><u>(iv) The International Remittance is suspected as being associated with a crime, or there are any other grounds justifying the cancellation.</u></p> <p><u>(v) JPB determines that the International Remittance is likely to contravene laws, regulations or guidelines pertaining to money laundering, terrorist financing or economic sanctions.</u></p> <p><u>(vi) The payer fails to respond to a request for confirmation from JPB without good reason in any other situation.</u></p> <p><u>(4) If JPB has cancelled an International Remittance pursuant to paragraph (3) above, JPB will refund the remitted amount and service fees to the payer by the method prescribed by JPB. In this case, the payer may be asked to present evidential documents to be designated by JPB.</u></p> <p><u>(削除)</u></p> |
| <p><u>Article 7. Exclusion of Anti Social Forces</u></p> <p><u>(1) The international remittance service is available if all of following apply.</u></p> <p><u>Even after accepting the request pursuant to Paragraph (1) of the preceding Article, Japan Post Bank may at its own discretion cancel the transaction, if any of the following do not apply (Japan Post Bank etc. shall not be held responsible for any losses or damages resulting from such cancellation):</u></p> <p><u>(i) The remitter (including, a proxy and if the remitter is an organization such as a corporation, its officers or members, also described as “remitter” in the following subsection(ii)) and the payee (including if the payee is an organization such as a corporation, its officers or members, also described as “payee” in the following subsection(ii)) do not apply any of following:</u></p> <p><u>① an organized crime group (including, but not limited to “Boryokudan” [designated by National Police Agency of Japan]);</u></p> <p><u>② a member of an organized crime group;</u></p> <p><u>③ a person who used to be a member of an organized crime group in the past five years;</u></p> <p><u>④ a quasi-member of an organized crime group;</u></p> <p><u>⑤ a related company or association of an organized crime group;</u></p> <p><u>⑥ a corporate racketeer; or</u></p> <p><u>⑦ other equivalent person of any category above.</u></p> <p><u>(ii) The remitter and the payee will not conduct any of the following actions by themselves or through the use of third</u></p> | <p><u>Article 7. Exclusion of Antisocial Forces</u></p> <p><u>(1) International Remittances can be processed only when all of the following requirements are fulfilled.</u></p> <p><u>Even after a contract for an International Remittance has been formed, pursuant to paragraph (1) or (2) of Article 6, JPB may, at its sole discretion, cancel the International Remittance if any of the following requirements is unfulfilled. In this case, the JP Group shall not be responsible or liable for any loss or damage resulting from such cancellation.</u></p> <p><u>(i) Neither the payer (including the payer’s agents, officers, members, partners or the like if the payer is a corporation or any other organization; the same applies in paragraph (ii) below) nor the payee (including the payee’s officers, members, partners or the like if the payee is a corporation or any other organization; the same applies in paragraph (ii) below) is any of the following:</u></p> <p><u>(a) an organized crime group,</u></p> <p><u>(b) a member of an organized crime group,</u></p> <p><u>(c) a person who used to be a member of an organized crime group in the past five years,</u></p> <p><u>(d) an affiliate member of an organized crime group,</u></p> <p><u>(e) a firm associated with an organized crime group,</u></p> <p><u>(f) a corporate blackmailer, a racketeer exploiting social or other activities for unfair profits, a crime group specialized in intellectual crimes or the like, or</u></p> <p><u>(g) any other person equivalent to any of the foregoing.</u></p> <p><u>(ii) Neither the payer nor the payee engages in any of the following conduct, either by itself or through any third</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p><u>parties :</u></p> <p><u>① a demand with violence;</u></p> <p><u>② an unreasonable demand beyond its legal entitlement;</u></p> <p><u>③ use of intimidating words or actions in relation to transactions;</u></p> <p><u>④ an action to defame the reputation or interfere with the business of Japan Post Bank by spreading rumor, using fraudulent means or resorting to force; or</u></p> <p><u>⑤ other equivalent actions of above.</u></p> <p><u>(2) In the case of cancellation by Japan Post Bank pursuant to the preceding paragraph, the remittance amount and charge paid shall be refunded to the remitter in accordance with the procedures prescribed by Japan Post Bank. In this case, the presentation of identification as prescribed by Japan Post Bank or other procedures prescribed by Japan Post Bank may be required.</u></p> <p><u>(3) With respect to refunds pursuant to the preceding paragraph, Japan Post Bank etc. shall not be held responsible for any losses or damages resulting from this refund.</u></p> | <p><u>party:</u></p> <p><u>(a) making a violent demand,</u></p> <p><u>(b) making an unreasonable demand beyond the scope of legal responsibility,</u></p> <p><u>(c) using an intimidating statement or violence in connection with any transaction,</u></p> <p><u>(d) spreading rumors, using fraudulent means or exerting undue influence, thereby discrediting JPB or disturbing its business operations, or</u></p> <p><u>(e) any other conduct equivalent to any of the foregoing.</u></p> <p><u>(2) If JPB has cancelled an International Remittance pursuant to paragraph (1) above, JPB will refund the remitted amount and service fees to the payer by the method prescribed by JPB. In this case, the payer may be asked to present evidential documents to be designated by JPB.</u></p> <p><u>(3) The JP Group shall not be responsible or liable for any loss or damage resulting from refunds made pursuant to paragraph (2) above.</u></p> |
| <p><u>Article 8. Inquiry</u></p> <p><u>(1) Within a period prescribed by Japan Post Bank, the remitter may make an inquiry regarding the outcome of the remittance and request that Japan Post Bank conduct an appropriate investigation of the remittance. In this case, the remitter is required to fill in a request form prescribed by Japan Post Bank with the necessary information: affix the remitter's seal impression (or signature) to it, submit it to a branch office and present the counterfoil.</u></p> <p><u>(2) The holder of an Integrated Account may make an inquiry regarding the outcome of the remittance by submitting Cards, etc. to a branch office, and by inputting the PIN into the terminal thereof, instead of affixing the seal impression (or signature) to the request form prescribed by Japan Post Bank referred to in the preceding paragraph.</u></p> <p><u>(3) When receiving an inquiry pursuant to the preceding paragraph, Japan Post Bank will conduct an appropriate investigation of the remittance by checking with the partner institution etc. or through other means and inform the remitter of the result in accordance with the method prescribed by Japan Post Bank.</u></p> <p><u>(4) When receiving a notice from the partner institution etc. in the exchange country to the effect that the remittance amount has not been credited to the payee's bank account etc., Japan Post Bank shall resend or refund the remittance amount in accordance with the remitter's instructions. When making a refund, the provisions inscribed in paragraphs (3) and (4) of the following Article shall apply.</u></p> <p><u>(5) With respect to the inquiry pursuant to paragraph (1) or (2), Japan Post Bank etc. shall not be held responsible for any losses or damages resulting from the outcome of an inquiry, provided that the submitted counterfoil has been carefully verified as being issued by Japan Post Bank.</u></p> <p><u>(新設)</u></p> | <p><u>Article 8. Inquiry</u></p> <p><u>(1) Within the time frame prescribed by JPB after applying for an Inter-account Transfer, the payer may ask for an investigation as to how the Inter-account Transfer has been processed. In this case, the payer is required to fill out an inquiry form prescribed by JPB, set the payer's seal or signature on the form, and submit it to a Service Office by presenting a copy of the Application Document.</u></p> <p><u>(2) If the holder of an Integrated Account makes an inquiry specified in paragraph (1) above, submitting the payer's Card/Passbook to a Service Office and inputting a PIN number through a terminal device placed at the Service Office may be permitted instead of setting the payer's seal or signature on the prescribed form specified in paragraph (1) above.</u></p> <p><u>(3) Upon receipt of an inquiry made pursuant to paragraph (1) or (2) above, JPB will contact and question the Processing Bank or conduct an investigation via any other method and report the investigation findings to the payer by the method prescribed by JPB.</u></p> <p><u>(4) When the Processing Bank informs JPB that the amount remitted has not been deposited into the payee's Receiving Account, the amount that would otherwise be remitted shall be resent or refunded in accordance with the payer's instructions. If a refund is made, the provisions of paragraphs (3) and (4) of Article 9 shall apply with appropriate modifications.</u></p> <p><u>(5) Insofar as JPB has verified a copy of the Application Document presented by the payer with due professional care and determined that it is a document duly issued by JPB, the JP Group shall not be responsible or liable for any loss or damage arising in relation to an inquiry made pursuant to paragraph (1) or (2).</u></p> <p><u>(6) If an inquiry is made in connection with a Non-resident</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| | <u>Domestic Remittance in Yen, the provisions of Article 7 (Inquiries about Details of Telegraphic Transfers) of the Account Transfer Terms and Conditions or Article 6 (Inquiries about Transactions) of the Interbank Transfer Terms and Conditions shall apply.</u> |
| <p><u>Article 9. Request for Cancellation of International Remittance Transactions</u></p> <p><u>(1) Within a period prescribed by Japan Post Bank, the remitter may request cancellation of an international remittance transaction. In this case, the remitter is required to fill in a request form prescribed by Japan Post Bank with the necessary information; affix the remitter's seal impression (or signature) to it, submit it to a branch office and present the counterfoil.</u></p> <p><u>(2) The holder of an Integrated Account may make a request for the cancellation of an international remittance transaction by submitting Cards, etc. to a branch office, and by inputting the PIN into the terminal thereof, instead of affixing the seal impression (or signature) to the request form prescribed by Japan Post Bank referred to in the preceding paragraph.</u></p> <p><u>(3) When the necessary information required to send an international remittance transaction has not been conveyed to the partner institution etc. in the exchange country, or the partner institution etc. has approved the cancellation, the remittance amount shall be refunded to the remitter in accordance with the procedures prescribed by Japan Post Bank. The said amount to be refunded shall be that debited for the international remittance. However, intermediary charges and other charges may be deducted by the partner institution etc.</u></p> <p><u>(4) Pursuant to paragraph (1) or (2), Japan Post Bank etc. shall not be held responsible for any losses or damages resulting from the outcome, provided that the submitted counterfoil has been carefully verified as being issued by Japan Post Bank.</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) Cancellation may not be made if the remittance amount is not refundable due to reasons such as refusal by the partner institution etc., restrictions by laws and regulations, and certain actions taken by the governments, courts or other public authorities. In this case, Japan Post Bank shall notify the remitter to that effect in accordance with the method prescribed by Japan Post Bank.</u></p> | <p><u>Article 9. Cancellation of International Remittances</u></p> <p><u>(1) Within the time frame prescribed by JPB after applying for an Inter-account Transfer, the payer may ask for cancellation of the Inter-account Transfer. In this case, the payer is required to fill out a cancellation form prescribed by JPB, set the payer's seal or signature on the form, and submit it to a Service Office by presenting a copy of the Application Document.</u></p> <p><u>(2) If the holder of an Integrated Account asks for the cancellation of an Inter-account Transfer, submitting the payer's Card/Passbook to a Service Office and inputting a PIN number through a terminal device placed at the Service Office may be permitted instead of setting the seal or signature on the prescribed form specified in paragraph (1) above.</u></p> <p><u>(3) If the information necessary for the Inter-account Transfer has not been conveyed to any Processing Bank, or the Processing Bank has approved the cancellation, the remitted amount shall be refunded to the payer by the method prescribed by JPB. The amount to be refunded shall be equal to the amount disbursed based on the payer's application for the Inter-account Transfer. However, intermediary commissions or other charges may be deducted by the Processing Bank from the refundable amount.</u></p> <p><u>(4) Insofar as JPB has verified a copy of the Application Document presented by the payer with due professional care and determined that it is a document duly issued by JPB, the JP Group shall not be responsible or liable for any loss or damage arising in relation to an inquiry made pursuant to paragraph (1) or (2).</u></p> <p><u>(5) If anything contained in an application for a Non-resident Domestic Remittance in Yen needs to be changed, such change shall be processed in accordance with Article 7 (Amendment in Application) of the Interbank Transfer Terms and Conditions. If a Non-resident Domestic Remittance in Yen needs to be cancelled or reversed, such cancellation or reverse transfer shall be processed in accordance with Article 8 (Cancellation of Application for Telegraphic Transfer) of the Account Transfer Terms and Conditions, or Article 8 (Reverse Transfer) of the Interbank Transfer Terms and Conditions.</u></p> <p><u>(6) JPB may be unable to accept the cancellation of an Inter-account Transfers if the amount remitted cannot be refunded due to the Processing Bank's refusal of the cancellation, statutory restrictions or measures taken by a government, court or other public agency, or on any other grounds. In this case, JPB shall notify the payer by the method prescribed by JPB.</u></p> |
| <p><u>Article 10. Rectification of Irregularities</u></p> <p><u>(1) Upon receiving a notice from the partner institution etc. in the exchange country that transfer of a remittance amount to a</u></p> | <p><u>Article 10. Correction of Irregularities</u></p> <p><u>(1) Regarding Inter-account Transfers, if JPB receives a notice from the Processing Bank to the effect that the amount remitted</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p><u>payee's bank account etc. cannot be completed due to an irregularity, Japan Post Bank shall issue an advice of irregularity and notify the remitter of the irregularity.</u></p> <p><u>(2) Any remitter who receives the advice described in the preceding paragraph and wishes to request that the irregularity be rectified is required to follow the procedures prescribed by Japan Post Bank.</u></p> | <p><u>cannot be deposited into the payee's Receiving Account due to any irregularity, JPB shall notify the payer of the irregularity in writing.</u></p> <p><u>(2) If the payer receiving a notice of irregularity issued pursuant to paragraph (1) above desires to correct the irregularity, the payer will be required to apply for such correction by the procedures prescribed by JPB.</u></p> |
| <p><u>Article 11. Presentation of Identification</u></p> <p><u>When requesting the international remittance service, inquiry, cancellation or rectification of irregularities in connection with the international remittance service, the presentation of identification as prescribed by Japan Post Bank, the counterfoil or other procedures prescribed by Japan Post Bank may be required.</u></p> | <p><u>Article 11. Presentation of Evidence</u></p> <p><u>When applying for an International Remittance, making an inquiry for an International Remittance, asking for the cancellation of an International Remittance or correction of any irregularity, or making any other request in connection with an International Remittance, the applicant may be asked to present evidential documents prescribed by JPB or a copy of the relevant Application Document or to carry out JPB's verification procedures by any other prescribed method.</u></p> |
| <p><u>Article 12. Charges</u></p> <p><u>(1) The remitter is required to pay the charge for the international remittance service prescribed by Japan Post Bank as follows:</u></p> <p><u>(i) For the international remittance service, the charge shall be debited from the account.</u></p> <p><u>(ii) For inquiry, cancellation or rectification of irregularities in connection with the international remittance service, the charge shall be paid in cash.</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) Furthermore, the partner institution etc. in the exchange country may deduct intermediary charges, account registration charges or other charges from the remittance amount, if any.</u></p> | <p><u>Article 12. Fees and Charges</u></p> <p><u>(1) The fees prescribed by JPB are charged for applications in connection with International Remittances in the following manner.</u></p> <p><u>(i) Fees for International Remittances shall be collected from the available balance in the respective payer's Transfer Account.</u></p> <p><u>(ii) Fees for inquiries, cancellation or correction of irregularities in connection with Inter-account Transfers shall be paid in cash in each instance.</u></p> <p><u>(iii) Cancellation of a Non-resident Domestic Remittance in Yen, requesting special arrangement or reverse transfer for a Non-resident Domestic Remittance in Yen, or asking for change in anything contained in an application for a Non-resident Domestic Remittance in Yen is subject to the payment of the fees and charges specified in Paragraphs 2 and 3 of Article 10 (Fees) of the Account Transfer Terms and Conditions, or Paragraph 2 of Article 10 (Fees) of the Interbank Transfer Terms and Conditions.</u></p> <p><u>(2) In addition to the fees specified above, Processing Banks may deduct intermediary commissions, account registration fees, or other charges from the amounts to be remitted, as the case may be.</u></p> |
| <p><u>Article 13. Conversion Rate</u></p> <p><u>If the expressed currency for the remittance amount on a request for the international remittance service is in a foreign currency, Japan Post Bank shall apply Japan Post Bank's applicable foreign conversion rate when actual calculation is made by Japan Post Bank. Any fraction of one yen in the calculated amount shall be truncated. If the total amount is ¥0.01 or more but less than ¥1.00, the total amount shall be rounded off to ¥1.00.</u></p> | <p><u>Article 13. Conversion Rates</u></p> <p><u>If the Transaction Currency for an Inter-account Transfer is a currency other than Japanese Yen, the conversion rate prescribed by JPB prevailing at the time of JPB's conversion shall be used. Fractions of one Japanese Yen arising as a result of such conversion shall be truncated. If, however, the full amount obtained from such conversion is not less than ¥0.01 but less than ¥1.00, this amount shall be rounded up to the nearest ¥1.00.</u></p> |
| <p><u>Article 14. Currency of Remittance to the Payee</u></p> <p><u>The expressed currency for the remittance amount may be different from that to be used for the remittance in the exchange country. In this case, laws, regulations, customs and practices of the exchange country, as well as certain procedures prescribed by the partner institution etc., shall be observed in respect to the currency of remittance, conversion rate, charges and etc.</u></p> | <p><u>Article 14. Currencies for Payments to Payees</u></p> <p><u>With respect to any International Remittance, the currency for the amount paid to the payee in the Destination Country may differ from the Transaction Currency. In this case, the currency and conversion rate used for the payment to the payee, fees and charges, and other conditions are subject to the Destination Country's laws and practices, as well as the Processing Bank's rules or procedures.</u></p> |
| <p><u>Article 15. Prohibition of Transfer or Pledge</u></p> | <p><u>Article 15. Prohibition of Assignment or Pledge</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p><u>The remitter shall not be allowed to transfer, pledge rights or establish the right of third parties under the transactions made herein.</u></p> | <p><u>Payers conducting transactions pursuant to these Terms and Conditions shall not be allowed to transfer, pledge, or establish any security interest in any of their rights based on such transactions to or for any third party.</u></p> |
| <p><u>Article 16. Force Majeure</u> <u>Japan Post Bank etc. shall not be held responsible for any losses or damages arising out of any of the following:</u></p> <p><u>(i) Unavoidable events such as calamities, incidents, wars, accidents during transit, restrictions by laws and regulations, and certain actions taken by governments, courts or other public authorities;</u></p> <p><u>(ii) Any failure or malfunction of terminals, communication circuits, computers or other equipment; or any mutilation, errors or omissions in the text resulting from such, which occurred despite reasonable security measures taken by Japan Post Bank;</u></p> <p><u>(iii) The handling by the partner institution etc. of the remittance in accordance with the customs and practices of the country in which the partner institution etc. are located or with certain procedures prescribed by the partner institution etc. or for any reason attributable to the partner institution etc.;</u></p> <p><u>(iv) Any reason attributable to the remitter such as the incorrect name of the payee;</u></p> <p><u>(v) Message from the remitter to the payee;</u></p> <p><u>(vi) The relationship between the remitter and the payee or a third party, on which the remittance is based; and</u></p> <p><u>(vii) Any reasons other than those attributable to Japan Post Bank.</u></p> | <p><u>Article 16. Force Majeure</u> <u>The JP Group shall not be responsible or liable for any loss or damage listed below.</u></p> <p><u>(i) Loss or damage arising from a disaster, incident, war, accident during transportation, statutory restrictions, measures taken by governments, courts or other public agencies, or any other unavoidable event</u></p> <p><u>(ii) Loss or damage arising from any failure or malfunction of a terminal device, telecommunications line, computer or other equipment, or any corruption in typed characters, error or omission in text messages resulting from the foregoing that is unavoidable regardless of reasonable safety and security measures implemented by JPB</u></p> <p><u>(iii) Loss or damage arising from any operation carried out by the Processing Bank in accordance with the Destination Country's practices or the Processing Bank's rules or procedures or due to any other reason attributable to the Processing Bank</u></p> <p><u>(iv) Loss or damage arising because of an incorrect name or other incorrect description of the payee or due to any other reason attributable to the payer</u></p> <p><u>(v) Loss or damage arising in connection with messages from the payer to the payee</u></p> <p><u>(vi) Loss or damage arising in connection with any issue that remains unresolved between the payer and the payee or a third party in the context of the facts underlying the International Remittance in question</u></p> <p><u>(vii) Loss or damage arising due to any other reason not attributable to JPB</u></p> |
| <p><u>Article 17. Contact for Notices etc.</u></p> <p><u>(1) In cases where Japan Post Bank gives notice to or makes an inquiry to the remitter in respect to a transaction, the address and telephone number indicated on the application form submitted by the remitter or any other documents shall be used.</u></p> <p><u>(2) If communication pursuant to the preceding paragraph cannot be made due to improper entry of the indicated address or telephone number, interruption of telephone service and or etc., Japan Post Bank etc. shall not be held responsible for any losses or damages caused thereby.</u></p> | <p><u>Article 17. Contact Information for Notices</u></p> <p><u>(1) If JPB gives notice or makes an inquiry to the payer in relation to a certain International Remittance, such notice or inquiry shall be provided to the address or telephone number stated in the relevant Application Document or other documents submitted by the payer or that have been reported by the payer in connection with the Transfer Account used for disbursement of the amount remitted.</u></p> <p><u>(2) If JPB's failure to give notice or make an inquiry pursuant to paragraph (1) above is caused by the payer's erroneous or incorrect notification of its contact information, telephone interruption, or other similar incident, the JP Group shall not be responsible or liable for any loss or damage resulting from such failure.</u></p> |
| <p><u>Article 18. Notification of Information on the International Remittance Transactions</u></p> <p><u>Japan Post Bank, in order to ensure compliance with international and domestic regulations, may inform the partner institution etc. or the payee of any information on the application form or in any other documents, including the remitter's name, address, account number and etc.</u></p> | <p><u>Article 18. Disclosure of Information on International Remittances</u></p> <p><u>In order to properly carry out banking services, JPB may disclose a payer's name, address, account number or other information stated in the relevant Application Document or other documents submitted by the payer to relevant Processing Banks or the payee.</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p><u>Article 19. Application of Other Terms and Conditions</u></p> <p><u>(1) In addition to the Terms and Conditions of International Remittance Service, the international remittance service shall be subject to the Terms and Conditions of Transfer Savings Accounts and the Terms and Conditions of Cash Cards. If there is any inconsistency among these regulations, the provisions of the Terms and Conditions of International Remittance Service shall prevail.</u></p> <p><u>(2) In addition to the Terms and Conditions of International Remittance Service, provisions of Article 11 (Verification of seal impression) and Article 12 (Electronic transfer made from a stolen passbook) of the Terms and Conditions of Transfers shall apply to the international remittance service.</u></p> | <p><u>Article 19. Applicable Terms and Conditions</u></p> <p><u>(1) In addition to these Terms and Conditions, International Remittances shall be governed by the Terms and Conditions of Transfer Savings Accounts and the Terms and Conditions of Cash Cards. If there is any inconsistency between such terms and conditions and these Terms and Conditions, the latter shall prevail.</u></p> <p><u>(2) In addition to these Terms and Conditions, the following provisions shall apply to International Remittances with appropriate modifications: Article 11 (Seal Verification) and Article 12 (Telegraphic Transfer through Stolen Passbooks) of the Account Transfer Terms and Conditions or Article 11 (Seal Verification) and Article 12 (Interbank Transfer through Stolen Passbooks) of the Interbank Transfer Terms and Conditions.</u></p> |
| <p><u>Article 20. Compliance with Laws and Regulations</u></p> <p><u>Matters not stipulated herein shall be governed by treaties, laws, regulations, customs and practices of Japan and other relevant countries and the procedures prescribed by the partner institution etc. in the exchange country.</u></p> | <p><u>Article 20. Compliance</u></p> <p><u>Matters not stipulated herein shall be governed by relevant treaties, applicable laws and practices of Japan and other relevant jurisdictions, and the procedures prescribed by relevant Processing Banks.</u></p> |
| <p><u>Article 21. Amendments to the Terms and Conditions</u></p> <p><u>(1) The Terms and Conditions and other conditions may be amended when deemed as necessary due to changes in the financial environment or for other valid reasons by an announcement of such amendments on the Japan Post Bank website or other appropriate methods.</u></p> <p><u>(2) The amendments pursuant to the preceding paragraph shall become effective from the application start date, which is to be specified in an announcement.</u></p> | <p><u>Article 21. Revision of these Terms and Conditions</u></p> <p><u>(1) These Terms and Conditions and other related terms and conditions may be revised by publicly announcing such revision on the JPB website or through any other reasonable means when JPB determines that such revision is necessary due to changes in the financial environment or on any other reasonable grounds.</u></p> <p><u>(2) The terms and conditions revised pursuant to paragraph (1) above shall become enforceable from the effective date to be specified at the time of the public announcement of the revision.</u></p> |
| <p><u>Supplementary provision.</u></p> <p><u>(1) Entry into force</u></p> <p><u>This amendment of terms and conditions shall come into force on 6 January 2020.</u></p> <p><u>(2) Transitional measures</u></p> <p><u>Even after this amendment of terms and conditions come into force, the terms and conditions before this amendment shall apply to the inquiry, cancellation or rectification of irregularities in connection with the payment to address which Japan Post Bank accepted before this amendment.</u></p> | <p><u>Supplementary Provisions</u></p> <p><u>Effective date</u></p> <p><u>These Terms and Conditions as revised shall come into effect on May 6, 2022. If there is any difference in interpretation or any other inconsistency between the Japanese version of these Terms and Conditions and any translation thereof, the Japanese version shall prevail.</u></p> <p><u>(削除)</u></p> |

■ゆうちょダイレクト規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>1 ゆうちょダイレクト</p> <p>ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。</p> | <p>1 ゆうちょダイレクト</p> <p>ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>①～②（略）</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょポランティア貯金、電信振替、振込、ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に定める口座をいいます。以下同じとします。）への切替及び国際送金（国際送金規定第3条（定義）に規定する国際送金をいいます。以下同じとします。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）</p> | <p>①～②（同左）</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょポランティア貯金、電信振替、振込（<u>振込規定第1条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。</u>）、ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に定める口座をいいます。以下同じとします。）への切替及び国際送金（国際送金規定第1条（適用範囲）に規定する国際送金をいいます。以下同じとします。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）</p> |
| <p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの1日当たりの送金限度額を設定することができます。なお、利用口座がゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）②に規定する本サービスをいいます。以下同じとします。）における届出口座（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）⑤に規定する届出口座をいいます。）となっている場合、ダイレクトサービスにおける1日の送金金額とゆうちょ通帳アプリにおける電信振替及び振込に係る1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。</p> <p>(2)～(12)（略）</p> | <p>5 送金限度額等の設定等</p> <p>(1) 利用者は、ダイレクトサービスの利用の申込みの際に届け出ることにより、利用口座ごとにダイレクトサービスの1日当たりの送金限度額を設定することができます。なお、利用口座がゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）②に規定する本サービスをいいます。以下同じとします。）における届出口座（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）⑤に規定する届出口座をいいます。）となっている場合、ダイレクトサービスにおける1日の送金金額とゆうちょ通帳アプリにおける電信振替、振込及び国内非居住者円貨建て送金（<u>国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。</u>）に係る1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。</p> <p>(2)～(12)（同左）</p> |
| <p>6 暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 前項により交付又は再交付する場合において、当行は届出のあった氏名、住所にあててトークンを発送すれば足り、到達しなかった場合であっても、トークンの再送付は行いません。なお、この場合、第23条第1項⑥により当行が利用者から受領した料金は返金しません。利用者は改めて前項の請求をするものとします。</p> <p>(6)～(17)（略）</p> | <p>6 暗証及びログインパスワード並びに当行が指定する利用番号、お客さま番号及びワンタイムパスワード等の管理等</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 前項により交付又は再交付する場合において、当行は届出のあった氏名、住所にあててトークンを発送すれば足り、到達しなかった場合であっても、トークンの再送付は行いません。なお、この場合、第23条第1項⑦により当行が利用者から受領した料金は返金しません。利用者は改めて前項の請求をするものとします。</p> <p>(6)～(17)（同左）</p> |
| <p>8 照会サービス</p> <p>(1) 利用者は、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座、担保定額定期貯金又は投資信託口座について、次の各号に掲げる情報の照会を行うことができます。</p> <p>①～③（略）</p> <p>ただし、テレホンサービスにおいては、受入内容（電信払込み、電信振替及び振込によるものを除きます。）、払出内容並びに担保定額定期貯金又は投資信託口座の現在高及び当行所定の期間における取扱内容、投資信託テレホンサービスにおいては、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座又は担保定額定期貯金の現在高及び当行所定の期間における取扱内容の照会の取扱いはいたしません。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> | <p>8 照会サービス</p> <p>(1) 利用者は、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座、担保定額定期貯金又は投資信託口座について、次の各号に掲げる情報の照会を行うことができます。</p> <p>①～③（同左）</p> <p>ただし、テレホンサービスにおいては、受入内容（電信払込み、電信振替、振込及び国際送金によるものを除きます。）、払出内容並びに担保定額定期貯金又は投資信託口座の現在高及び当行所定の期間における取扱内容、投資信託テレホンサービスにおいては、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座又は担保定額定期貯金の現在高及び当行所定の期間における取扱内容の照会の取扱いはいたしません。</p> <p>(2)～(5)（同左）</p> |
| <p>13 振込</p> <p>(1) 振込は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座から預り金を払い出して、これを当該利用者が指定する他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（<u>第4項及び第8項において「預貯金口座」といいます。</u>）あてに振り込む取扱いです。なお、ダイレクトサービスにおいては、当行所定の方法により、当行所定の期間内で振込通知を発信する依頼日を指定することができます。依頼日の取消し及び変更は当行所定の期限まで行うことができます。</p> | <p>13 振込</p> <p>(1) 振込は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座から預り金を払い出して、これを当該利用者が指定する他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（<u>以下「預貯金口座」といいます。</u>）あてに振り込む取扱いです。なお、ダイレクトサービスにおいては、当行所定の方法により、当行所定の期間内で振込通知を発信する依頼日を指定することができます。依頼日の取消し及び変更は当行所定の期限まで行うことができます。</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| (2)～(9) (略) | (2)～(9) (同左) |
| <p>14 ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>(1) ダイレクトサービスにおけるゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス（以下「インターネットペイジーサービス」といいます。）は、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この条及び第22条第3項において「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等の支払に充てるため、当該請求額に相当する利用者の振替口座の預り金を収納機関の指定する振替口座（第22条第3項及び第23条第1項④において「収納通知口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱い及び電信振替に係る特殊取扱、又は利用者の振替口座の預り金を払い出してする電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。第5項において同じとします。）の取扱い及び当該払出金を国庫金の納付に充てる取扱いです。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> | <p>14 ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>(1) ダイレクトサービスにおけるゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス（以下「インターネットペイジーサービス」といいます。）は、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この条及び第22条第3項において「収納機関」といいます。）から請求された税金、各種料金等の支払に充てるため、当該請求額に相当する利用者の振替口座の預り金を収納機関の指定する振替口座（第22条第3項及び第23条第1項⑤において「収納通知口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱い及び電信振替に係る特殊取扱、又は利用者の振替口座の預り金を払い出してする電信現金払（現金払規定第2条（現金払の種類）に規定する電信現金払をいいます。第5項において同じとします。）の取扱い及び当該払出金を国庫金の納付に充てる取扱いです。</p> <p>(2)～(10) (同左)</p> |
| <p>15 連動振替決済サービス</p> <p>(1) 連動振替決済サービスは、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この項及び次項において「収納機関」といいます。）のインターネット上の商店等における商品の販売又は役務の提供等に係る代金額の支払に充てるため、当該代金額に相当する利用者の振替口座の預り金を、収納機関があらかじめ指定する振替口座（第3項、第4項及び第23条第1項⑤において「指定口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱いです。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> | <p>15 連動振替決済サービス</p> <p>(1) 連動振替決済サービスは、利用者の請求に基づき、当行所定の基準に適合すると認められた者（以下この項及び次項において「収納機関」といいます。）のインターネット上の商店等における商品の販売又は役務の提供等に係る代金額の支払に充てるため、当該代金額に相当する利用者の振替口座の預り金を、収納機関があらかじめ指定する振替口座（第3項、第4項及び第23条第1項⑥において「指定口座」といいます。）に振り替えてする電信振替の取扱いです。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> |
| <p>21 国際送金</p> <p>(1) ダイレクトサービスにおける国際送金は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座の預り金から送金資金を払い出し、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する交換国をいいます。）において受取人の銀行口座等（国際送金規定第3条（定義）第1項に規定する銀行口座等をいいます。第7項及び第10項において同じとします。）に送金資金を入金する取扱いです。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 利用者は、当行がダイレクトサービスの画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により国際送金の請求電文を当行に送信してください。なお、国際送金の請求を受け付けるにあたっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。</p> <p>(4) 国際送金に係る契約は、当行がコンピュータシステムにより国際送金の内容を確認し、振替口座から振替金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出したことを確認した時に成立するものとします。</p> <p>(5) 国際送金の送金限度額は、第5条の規定にかかわらず、当行所定の金額とします。</p> <p>(6) 利用者は、国際送金の請求後に、当行所定の期間において、国際送金の処理の経過について調査を請求（第23条第1項③において「調査請求」といいます。）することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(7) 前項の請求があったときは、当行は、関係銀行等への照会その他の調査をし、その結果を当行所定の方法により利用者に通知します。関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、利用者の指示に従い、国際送金の再送の取扱い又</p> | <p>21 国際送金</p> <p>(1) ダイレクトサービスにおける口座間送金（国際送金規定第3条（定義）第1項に規定する口座間送金をいいます。以下同じとします。）は、利用者の請求に基づき、当該利用者の振替口座の預り金から送金資金を払い出し、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する交換国をいいます。）において受取人の銀行口座等（国際送金規定第3条（定義）第1項に規定する銀行口座等をいいます。第7項及び第10項において同じとします。）に送金資金を入金する取扱いです。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 利用者は、当行がダイレクトサービスの画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により口座間送金の請求電文を当行に送信してください。なお、国際送金の請求を受け付けるにあたっては、外国為替及び外国貿易法その他の国際送金に関して適用のある法律の規定に基づく確認等を行う必要がありますので、当行所定の手続を行ってください。</p> <p>(4) 口座間送金に係る契約は、当行がコンピュータシステムにより口座間送金の内容を確認し、振替口座から振替金及び当行所定の料金に相当する預り金を払い出したことを確認した時に成立するものとします。</p> <p>(5) 口座間送金の送金限度額は、第5条の規定にかかわらず、当行所定の金額とします。</p> <p>(6) 利用者は、口座間送金の請求後に、当行所定の期間において、口座間送金の処理の経過について調査を請求（第23条第1項③において「調査請求」といいます。）することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(7) 前項の請求があったときは、当行は、関係銀行等への照会その他の調査をし、その結果を当行所定の方法により利用者に通知します。関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、利用者の指示に従い、口座間送金の再送の取扱い</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>は戻入れをします。この戻入れについては、第9項を準用します。</p> <p>(8) 利用者は、国際送金の請求後に、当行所定の期間において、国際送金の請求の取消し（第23条第1項③において「請求の取消し」といいます。）を請求することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(9) 前項の請求がなされた場合において、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を利用者の振替口座に戻し入れます。この場合の戻入金額は、国際送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>又は戻入れをします。この戻入れについては、第9項を準用します。</p> <p>(8) 利用者は、口座間送金の請求後に、当行所定の期間において、口座間送金の請求の取消し（第23条第1項③において「請求の取消し」といいます。）を請求することができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(9) 前項の請求がなされた場合において、口座間送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、送金資金を利用者の振替口座に戻し入れます。この場合の戻入金額は、口座間送金の請求の際に払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。</p> <p>(10) (同左)</p> <p>(11) <u>ダイレクトサービスにおける国内非居住者円貨建て送金については、第12条（第1項なお書及び第2項を除きます。）及び第13条（第1項なお書を除きます。）により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。</u></p> |
| <p>22 特殊取扱</p> <p>(1) 電信振替に係る特殊取扱として、次の取扱いを請求することができます。</p> <p>① 総合口座に電信振替を請求する際に電信振替の請求をした利用者の住所及び氏名並びに口座受入金額等を振替金を受け入れる当該総合口座の加入者に当行所定の方法により通知する取扱い</p> <p>② (略)</p> <p>(2) ダイレクトサービスにおける前項①の取扱いについては、同項の当行所定の方法によるほか、総合口座への電信振替を請求する際に、当行所定の事項を入力することにより請求することができます。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> | <p>22 特殊取扱</p> <p>(1) 電信振替又は国内非居住者円貨建て送金（他の金融機関の国内本支店にある受取人の預貯金口座あてのものを除きます。以下この条及び次条において同じとします。）に係る特殊取扱として、次の取扱いを請求することができます。</p> <p>① 総合口座への電信振替又は国内非居住者円貨建て送金を請求する際に電信振替又は国内非居住者円貨建て送金の請求をした利用者の住所及び氏名並びに口座受入金額等を振替金を受け入れる当該総合口座の加入者に当行所定の方法により通知する取扱い</p> <p>② (同左)</p> <p>(2) ダイレクトサービスにおける前項①の取扱いについては、同項の当行所定の方法によるほか、総合口座への電信振替又は国内非居住者円貨建て送金を請求する際に、当行所定の事項を入力することにより請求することができます。</p> <p>(3)～(4) (同左)</p> |
| <p>23 料金</p> <p>(1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 電信振替（④及び⑤の電信振替を除きます。）及び特殊取扱の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 国際送金の料金並びに調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) 国際送金については、前項③の他に、関係銀行等が送金資金から仲介手数料、口座登記料等を控除する場合があります。</p> <p>(3) (略)</p> | <p>23 料金</p> <p>(1) このサービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 電信振替（⑤及び⑥の電信振替を除きます。）及び特殊取扱の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 口座間送金の料金並びに調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>④ 国内非居住者円貨建て送金及び特殊取扱の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>⑤ (同左)</p> <p>⑥ (同左)</p> <p>⑦ (同左)</p> <p>(2) 国際送金については、前項③及び④の他に、関係銀行等が送金資金から仲介手数料、口座登記料等を控除する場合があります。</p> <p>(3) (同左)</p> |
| <p>25 電子メール等によるお知らせ</p> <p>(1) 当行は、利用者の請求に基づき、次の各号に掲げる事項のうち、利用者が選択した事項を電子メールアドレスあてにお知らせします。ただし、④に掲げる事項については電子メールの送信に代えて、当行所定のホームページへの掲載その他相当の方法により行うことができるもの</p> | <p>25 電子メール等によるお知らせ</p> <p>(1) 当行は、利用者の請求に基づき、次の各号に掲げる事項のうち、利用者が選択した事項を電子メールアドレスあてにお知らせします。ただし、④に掲げる事項については電子メールの送信に代えて、当行所定のホームページへの掲載その他相当の方法により行うことができるもの</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>とします。</p> <p>① 電信払込み、電信振替及び振込による払込金、振替金及び振込金の利用者の振替口座への受入れ並びに受払通知（振替貯金口座規定第24条（受払通知）第2項②に規定する通知をいいます。）に関する当行所定の事項</p> <p>②～④（略）</p> <p>(2)～(9)（略）</p> | <p>とします。</p> <p>① 電信払込み、電信振替、振込及び国内非居住者円貨建て送金による払込金、振替金及び振込金の利用者の振替口座への受入れ並びに受払通知（振替貯金口座規定第24条（受払通知）第2項②に規定する通知をいいます。）に関する当行所定の事項</p> <p>②～④（同左）</p> <p>(2)～(9)（同左）</p> |
| <p>28 記号番号等の不正使用による電信振替等</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 当行が当該振替口座について利用者の請求による電信振替、振込又は払出しを行っている場合には、当該電信振替、振込又は払出しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、記号番号等の不正使用による電信振替等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による電信振替等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>(6)～(7)（略）</p> | <p>28 記号番号等の不正使用による電信振替等</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 当行が当該振替口座について利用者の請求による電信振替、振込、国際送金又は払出しを行っている場合には、当該電信振替、振込、国際送金又は払出しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、記号番号等の不正使用による電信振替等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による電信振替等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>(6)～(7)（同左）</p> |
| <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2022年3月14日から実施します。</p> | <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2022年5月6日から実施します。</p> |

■スマートフォンアプリ利用規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>第6条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③「利用者」</p> <p>当行の総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第1章及び本章に同意のうえ第20条に定める手続きを行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑨（略）</p> | <p>第6条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③「利用者」</p> <p>当行の総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第1章及び本章に同意のうえ第21条に定める手続きを行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑨（同左）</p> |
| <p>第7条（利用可能なサービス）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p><u>⑥（新設）</u></p> <p>⑦（略）</p> <p>⑧（略）</p> <p>⑨（略）</p> <p>⑩（略）</p> | <p>第7条（利用可能なサービス）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～⑤（同左）</p> <p><u>⑥ 国内非居住者円貨建て送金</u></p> <p>⑦（同左）</p> <p>⑧（同左）</p> <p>⑨（同左）</p> <p>⑩（同左）</p> <p>⑪（同左）</p> |
| <p><u>⑫（新設）</u></p> | <p><u>第13条（国内非居住者円貨建て送金）</u></p> <p><u>本アプリにおける国内非居住者円貨建て送金（国際送金規定第3条（定義）第2項に規定する国内非居住者円貨建て送金をいいます。以下同じとします。）については、前2条により取り扱います。なお、取扱いに関し、当行所定の確認を行います。</u></p> |
| <p>第13条（投資信託取引）</p> <p>（略）</p> | <p>第14条（投資信託取引）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第14条（無通帳型総合口座への切替）</p> <p>（略）</p> | <p>第15条（無通帳型総合口座への切替）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第15条（届出事項の変更）</p> <p>（略）</p> | <p>第16条（届出事項の変更）</p> <p>（同左）</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>第16条（送金限度額）</p> <p>1 届出口座が利用口座（ゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第4項に規定する利用口座をいいます。）に該当する場合、本アプリにおける電信振替及び振込（以下本章において「電信振替等」といいます。）に係る1日当たりの送金限度額は、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第1項の送金限度額となります。この場合、本アプリにおける電信振替等に係る1日の送金金額とダイレクトサービスにおける1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。</p> <p>2（略）</p> | <p>第17条（送金限度額）</p> <p>1 届出口座が利用口座（ゆうちょダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第4項に規定する利用口座をいいます。）に該当する場合、本アプリにおける電信振替、振込及び国内非居住者円貨建て送金（以下本章において「電信振替等」といいます。）に係る1日当たりの送金限度額は、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第1項の送金限度額となります。この場合、本アプリにおける電信振替等に係る1日の送金金額とダイレクトサービスにおける1日の送金金額の合計額は、上記1日当たりの送金限度額を超えることはできません。</p> <p>2（同左）</p> |
| <p>第17条（料金）</p> <p>本サービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>①～②（略）</p> <p>（新設）</p> | <p>第18条（料金）</p> <p>本サービスについては、当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③ 国内非居住者円貨建て送金の料金は、利用者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> |
| <p>第18条（本人確認）</p> <p>（略）</p> | <p>第19条（本人確認）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第19条（パスコード等の管理等）</p> <p>（略）</p> | <p>第20条（パスコード等の管理等）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第20条（本サービスの利用等）</p> <p>（略）</p> | <p>第21条（本サービスの利用等）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第21条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>（略）</p> | <p>第22条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第22条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>（略）</p> | <p>第23条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第23条（利用停止等）</p> <p>（略）</p> | <p>第24条（利用停止等）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第24条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等）</p> <p>（略）</p> | <p>第25条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第25条（保証の否認及び免責）</p> <p>（略）</p> | <p>第26条（保証の否認及び免責）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第26条（本アプリの不正使用による電信振替等）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 当行が当該届出口座について利用者の請求による電信振替又は振込を行っている場合には、当該電信振替又は振込を行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、本アプリの不正使用による電信振替等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による電信振替等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>6～7（略）</p> | <p>第27条（本アプリの不正使用による電信振替等）</p> <p>1～4（同左）</p> <p>5 当行が当該届出口座について利用者の請求による電信振替、振込又は国内非居住者円貨建て送金を行っている場合には、当該電信振替、振込又は国内非居住者円貨建て送金を行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が、本アプリの不正使用による電信振替等を受けた者から損害賠償又は不当利得の返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正使用による電信振替等により被った損害について本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。</p> <p>6～7（同左）</p> |
| <p>第27条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>（略）</p> | <p>第28条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第28条（規定の適用）</p> <p>本サービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「口座貸越サービス規定」、「振替規定」、「振込規定」、「ゆうちょダイレクト規定」及び「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> | <p>第29条（規定の適用）</p> <p>本サービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「口座貸越サービス規定」、「振替規定」、「振込規定」、「国際送金規定」、「ゆうちょダイレクト規定」及び「投資信託総合取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> |
| <p>第3章 ゆうちょ認証アプリ</p> <p>第29条（総則）</p> <p>（略）</p> | <p>第3章 ゆうちょ認証アプリ</p> <p>第30条（総則）</p> <p>（同左）</p> |
| <p>第30条（適用範囲）</p> <p>（略）</p> | <p>第31条（適用範囲）</p> <p>（同左）</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>第 31 条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第 1 章及び本章に同意のうえ第 33 条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑪（略）</p> | <p>第 32 条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第 1 章及び本章に同意のうえ第 34 条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑪（同左）</p> |
| <p>第 32 条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第 2 章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</p> <p>A 電信振替</p> <p>B 振込</p> <p>（新設）</p> <p>C 届出事項の変更（当行所定のものに限りませう。）</p> <p>D その他当行所定の取扱い</p> <p>⑤ その他当行が別途定める取扱い</p> <p>2 本サービスを利用した場合のようちよダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスコード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 25 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合のようちよ P a y 利用規約の適用については、同規約第 3 条（利用申込み）第 3 項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報」と、同条第 4 項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と読み替えるものとします。</p> | <p>第 33 条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第 2 章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</p> <p>A 電信振替</p> <p>B 振込</p> <p>C 国内非居住者円貨建て送金</p> <p>D 届出事項の変更（当行所定のものに限りませう。）</p> <p>E その他当行が別途定める取扱い</p> <p>⑤ その他当行が別途定める取扱い</p> <p>2 本サービスを利用した場合のようちよダイレクト規定の適用については、同規定第 27 条（免責事項）第 2 項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに第 28 条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスコード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第 2 章の適用については、第 26 条第 1 項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第 3 章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合のようちよ P a y 利用規約の適用については、同規約第 3 条（利用申込み）第 3 項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報」と、同条第 4 項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報」と読み替えるものとします。</p> |
| <p>第 33 条（本サービスの利用）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、ようちよダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>①（略）</p> <p>② ようちよダイレクト規定第 21 条（国際送金）に規定する国際送金の取扱い</p> <p>③ 第 15 条及びようちよダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 7 項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</p> <p>5～17（略）</p> | <p>第 34 条（本サービスの利用）</p> <p>1～3（同左）</p> <p>4 第 2 項にかかわらず、利用者は、第 2 項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、ようちよダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 4 項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>①（同左）</p> <p>② ようちよダイレクト規定第 21 条（国際送金）に規定する口座間送金の取扱い</p> <p>③ 第 16 条及びようちよダイレクト規定第 5 条（送金限度額等の設定等）第 7 項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</p> <p>5～17（同左）</p> |
| <p>第 34 条（生体認証）</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてようちよダイレクトに</p> | <p>第 35 条（生体認証）</p> <p>1～11（同左）</p> <p>12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてようちよダイレクトに</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| ログインしたうえで第 32 条第 1 項③ A から G までに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。 | ログインしたうえで第 33 条第 1 項③ A から G までに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。 |
| 第 35 条（パスワードの管理等） （略） | 第 36 条（パスワードの管理等） （同左） |
| 第 36 条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （略） | 第 37 条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （同左） |
| 第 37 条（本サービスにおける禁止事項） （略） | 第 38 条（本サービスにおける禁止事項） （同左） |
| 第 38 条（利用停止等） （略） | 第 39 条（利用停止等） （同左） |
| 第 39 条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） （略） | 第 40 条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） （同左） |
| 第 40 条（保証の否認及び免責） （略） | 第 41 条（保証の否認及び免責） （同左） |
| 第 41 条（紛争処理及び損害賠償） （略） | 第 42 条（紛争処理及び損害賠償） （同左） |

■ゆうちょデビット会員規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| (新設) | <p><u>第 1 条（目的）</u></p> <p>本規定は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が提供するゆうちょデビット（本規定において定める Visa デビット機能をいいます。以下「本デビット」といいます。）の申込み、利用等について規定するものです。本デビットを申し込もうとする方は、本規定の内容及び適用に同意のうえ、本デビットの申込み、利用等を行うものとします。なお、本カード（第 6 条に規定する本カードをいいます。以下同じとします。）におけるキャッシュカード（キャッシュカード規定第 1 条（カードの利用）第 1 項に定めるキャッシュカードをいいます。以下同じとします。）としての機能については、キャッシュカード規定に定めるところによります。</p> |
| (新設) | <p><u>第 2 条（会員）</u></p> <p>1 申込日現在において日本国内に居住する満 15 歳以上（中学生を除きます。）である個人の当行の総合口座（総合口座取引規定第 3 条（利用の申込み）第 3 項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下同じとします。）の加入者で、本規定を承認のうえ、当行所定の方法により本デビットの利用を申し込み、当行が承認した方を会員とします。</p> <p>2 前項の申込みにあたっては、即時振替サービスの利用の申込みが必要になります。会員になろうとする者は、前項の申込みとともに即時振替規定第 2 条（利用の申込み）の利用の申込みを行うものとします。</p> <p>3 会員になろうとする者が未成年である場合には、親権者の同意を得たうえで本デビットの利用を申し込むものとします。</p> <p>4 会員と当行との本デビットに係る契約は、本デビットの利用の申込みを当行が承認した時に成立します。</p> |
| (新設) | <p><u>第 3 条（本デビットの取引を行う目的）</u></p> <p>会員は、本デビットを第 9 条に定める利用可能額の範囲内で、第 14 条に定める利用方法により生計費決済として利用することができます。なお、海外 A T M（第 14 条第 1 項②に規定する海外 A T M をいいます。以下同じとします。）出金については、日本に住所を有する会員が外国における滞在費等に充当する範囲に限ります。</p> |
| (新設) | <p><u>第 4 条（届出事項の変更等）</u></p> <p>1 当行に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、その他の項目（以下総称して「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合、会員は遅滞なく、当行所定の方法により変更事項を届け出るものとします。</p> <p>2 氏名又は暗証番号を変更する場合その他当行が必要と認める場合には、</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| | <p><u>会員は遅滞なく、当行所定の書類と本カードをあわせて当行に提出し、変更事項の届出を行うものとします。なお、これにより新たに本カードが会員に交付されるまでの間、会員が本デビット及び本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>3 前2項の届出がなされていない場合でも、当行は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当行の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。</u></p> <p><u>4 第1項又は同条第2項の届出がないために、当行からの通知又は送付書類その他の物が延着又は不着となった場合には、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときはこの限りではありません。</u></p> <p><u>5 会員が第24条第1項又は第2項に違反していると合理的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができます。この場合、会員は、これに応じるものとします。</u></p> <p><u>6 会員は、本デビットに係る総合口座（以下「決済口座」といいます。）の変更ができないことをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p><u>7 会員は、当行が必要と判断した場合、カードデザインを予告なく変更することについてあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p><u>8 当行は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第5条（本規定の変更・承認）</u></p> <p><u>1 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第6条（本カードの貸与と取扱い）</u></p> <p><u>1 当行は、会員に氏名・会員番号・有効期限・セキュリティコード等（以下「本デビット情報」といいます。）を印字したプラスチックカード（以下「本カード」といいます。）を発行し、貸与します。会員は、本カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。会員は、本カード発行後も、届出事項の確認手続を当行が求めた場合にはこれに従うものとします。</u></p> <p><u>2 本カードは、本デビットに、決済口座のキャッシュカードとしての機能を追加したカードです。</u></p> <p><u>3 本カード、キャッシュカード又は一体型カード（JP BANK JCB カード会員規定に付随するキャッシュカード機能一体型特約第2条（一体型カード等）第1項及びJP BANK VISA カード/マスターカード会員規定に付随するキャッシュカード機能一体型特約第2条（一体型カード等）第1項に定める一体型カードをいいます。）はいずれの組み合わせにおいても併用はできないものとします。キャッシュカードをお持ちの預金者が、第2条により本デビットの申込みをし、当行より本カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとします。</u></p> <p><u>4 本カードの所有権は当行に属し、本カード及びカード情報（本デビット情報と本デビットの暗証番号をあわせたものをいいます。以下同じとします。）はカード券面に印字された会員本人以外は使用できないものとします。</u></p> <p><u>5 会員は、本カード及びカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| | <p><u>の注意をもって行うものとします。会員は、本カード及びカード情報を他人に貸与・譲渡・質入・寄託又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、本カード及びカード情報を他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。</u></p> <p><u>6 本カード及びカード情報の使用・保管・管理に際して、会員が第1項、第4項又は前項に違反し、その違反に起因して本デビットが不正に利用された場合、会員は、本デビット利用代金（本デビットの利用による第14条に定める加盟店等に支払うべき一切の支払代金をいいます。以下同じとします。）及び第18条第3項に規定する海外ATM利用に係る利用手数料についての一切の支払の責を負うものとします。</u></p> <p><u>7 当行は、会員の本デビットが第三者によって不正利用されている、又はそのおそれがあると判断した場合、会員の本デビットを停止又は無効とすることができるものとし、会員の当該不正利用等への関与が認められないときには、停止の解除その他利用再開に必要な措置を講じることができるものとします。</u></p> <p><u>8 本カードが、会員の不在等の理由により不送達となり、返却された場合には、当該本カードを破棄することがあります。この場合において、会員が利用を希望するときには、改めて本カードの申込みが必要となる場合があります。</u></p> <p><u>9 前項は、第8条第6項又は第10条により本カードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第7条（本デビットの有効期限等）</u></p> <p><u>1 本デビットの有効期限は、当行が指定するものとし、本カードの券面に記載した月の末日までとします。また、本カードに係るキャッシュカード機能の取扱期間は、当行が指定することができるものとします。ただし、有効期限内に本デビットの提供を当行が終了する場合は、これらの有効期限及び取扱期間は当該終了時までとなる場合があります。</u></p> <p><u>2 有効期限の2ヵ月前までに当行所定の方法による本デビットの解約申出がなく、当行が引き続き会員として認める場合には、新カードを送付します。会員は有効期限経過後の本カードを直ちに切断・破棄するものとします。なお、当行が定める一定期間、会員による本デビット利用代金の決済がなかった場合には、当行は本カードに代えてキャッシュカードを送付します。</u></p> <p><u>3 本デビットの有効期限内における本デビット利用による支払については、有効期限経過後といえども本規定を適用するものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第8条（暗証番号）</u></p> <p><u>1 当行は、会員より申出のあった本デビットの暗証番号を当行所定の方法により登録します。なお、会員は当行が定める指定禁止番号を登録することはできません。</u></p> <p><u>2 会員は、暗証番号を登録する場合、生年月日、電話番号等の第三者に推測されやすい番号の利用を避け、また、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</u></p> <p><u>3 暗証番号に関する届出又は問合せは、本カードに係る会員本人からのみ行うものとします。</u></p> <p><u>4 登録された暗証番号が使用されたことにより生じた損害は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、会員の負担とします。</u></p> <p><u>5 暗証番号を当行所定の回数を超えて誤入力した場合、カードの再発行が必要となることをあらかじめ了承するものとします。</u></p> <p><u>6 会員は、暗証番号を変更する場合、第10条の定めに従い、カードの再発行が必要となることをあらかじめ了承するものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第9条（本デビットの利用可能額等）</u></p> <p><u>1 本デビットの利用可能額は、国内の加盟店（本デビットが利用可能な当行所定の店舗等をいいます。以下同じとします。）におけるショッピング、海外の加盟店におけるショッピング及び海外ATM出金それぞれについて、決済口座の残高（当行所定の取扱いに係る金額を加えたものとし</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|---|
| | <p>す。以下同じとします。)の範囲内かつ当行所定の限度額の範囲内とします。ただし、会員が本デビット取引システムのメンテナンス等によるシステム休止中に本デビットを利用した場合等、第16条第2項に定める方法によらず決済が行われる場合又は同条第4項に定める確定引落額が同条第2項に定める暫定引落額を上回った場合には、決済口座の残高を超えて本デビットを利用できる場合があることを会員はあらかじめ了承するものとします。</p> <p>2 会員は、本デビットのショッピング及び海外ATM出金における利用につき、当行が1回当たりの利用額（海外ATM出金の場合は出金額をいいます。以下本項において同じとします。）、1日当たりの累計利用額及び1月当たりの累計利用額に限度額を設けることをあらかじめ承諾するものとします。なお、ショッピング及び海外ATM出金の限度額の基準となる1日は日本標準時の午前0時に始まり翌日の午前0時に終わる24時間とし、同じく1月は日本標準時の月初日の午前0時に始まり翌月の月初日の午前0時に終わる1月とします。当行は、ショッピング及び海外ATM出金の上限額（次項により変更できる限度額の上限をいいます。以下同じとします。）について、ホームページ等当行所定の方法で公表するものとします。</p> <p>3 会員は、前項のショッピング及び海外ATM出金の限度額について、当行所定の方法で申出を行い、当行が適当と認めた場合には、変更できるものとします。</p> <p>4 当行が合理的な理由に基づき必要と認めた場合、当行は、第1項のショッピング及び海外ATM出金の限度額について変更を行うこともできるものとします。</p> <p>5 前項の場合において、当行が郵送による通知を必要と認めるときは、届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送すれば足り、延着し、又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> |
| (新設) | <p><u>第10条（本カードの再発行）</u></p> <p>1 当行は、本カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員が当行所定の届出を行い、当行が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、キャッシュカード規定第17条（カードの再交付）第1項のICキャッシュカードの再交付の請求があったものとして取り扱います。また、本カードの再発行にあたっては、会員は、当行所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>2 前項の定めに従い当行が本カードを再発行する場合、会員は、本デビット情報が従前の本デビット情報から変更される場合があることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。また、再発行により新たに本デビット情報が付与されるまでの間、会員が本デビット及び本カードを利用することができなくなることに伴う不利益・損害等については、当行の責に帰すべき事由のある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。</p> <p>3 会員が本カードの再発行を申請する場合、従来利用していた本カードは会員が責任をもって廃棄（磁気ストライプ部分及びICチップ部分を切断）するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、当行の責に帰すべき事由のある場合を除き、当行は一切責任を負わないものとします。会員が本カードの受領前に本カードの再発行の届出をした場合で、届出後に再発行によらない本カードを受領した場合は、会員は責任をもって当該本カードを破棄するものとします。</p> |
| (新設) | <p><u>第11条（紛失・盗難、偽造）</u></p> <p>1 本カード又はカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等（以下総称して「紛失・盗難等」といいます。）により第三者に不正利用された場合、会員は、本デビットの利用により発生する一切の利用代金についての支払の責を負うものとします。</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|---|
| | <p><u>2 会員は、本カード又はカード情報が紛失・盗難等にあった場合、速やかにその旨を以下の連絡先に連絡することで当行に通知し、最寄警察署に届け出たうえで、当行所定の方法により利用停止措置の手続を完了させるものとし、当行への通知は、改めて文書で届け出いただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難等については、当行への通知で足りるものとし、</u></p> <p><u>【連絡先】</u></p> <p><u>ゆうちょデビットデスク</u></p> <p><u>電話番号:0120-715-255</u></p> <p><u>営業時間:9:00~17:00（12月30日~1月3日を除く）</u></p> <p><u>3 偽造カードの使用に係る本デビット利用代金については、会員は支払の責を負わないものとし、この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとし、</u></p> <p><u>4 前項にかかわらず、偽造カードの使用について会員に故意又は過失があるときは、その本デビットの偽造カードの使用に係る本デビット利用代金について会員が支払の責を負うものとし、</u></p> <p><u>5 当行は、本カード又はカード情報が第三者によって拾得される等当行が認識した事由に起因して不正利用の可能性がある」と判断した場合、任意の判断で本デビットを無効登録できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとし、</u></p> |
| (新設) | <p><u>第12条（会員保障制度）</u></p> <p><u>1 前条第1項の規定にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難等により第三者に本カード又はカード情報を不正利用された場合であって、前条第2項に従い届出がなされたときは、これによって会員が被る本デビットの不正利用による損害を補てんします。</u></p> <p><u>2 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとし、</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、次の場合は、当行は補てんの責を負いません。なお、本項において会員の故意又は過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意又は過失は問わないものとし、</u></p> <p><u>① 会員の故意又は重大な過失に起因する損害</u></p> <p><u>② 損害の発生が保障期間外の場合</u></p> <p><u>③ 会員の家族・同居人・当行から送付した本カードの代理受領人による不正利用に起因する場合</u></p> <p><u>④ 会員が次項の義務を怠った場合</u></p> <p><u>⑤ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合</u></p> <p><u>⑥ ショッピング及び海外ATM出金のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害並びにゆうちょデビット会員 WEB 利用特約に定めるVisa Secureを利用したショッピングに関して生じた損害（ただし、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）</u></p> <p><u>⑦ 第三者に類推されやすい暗証番号が登録されている場合で、暗証番号が第三者に不正利用された場合の損害</u></p> <p><u>⑧ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害</u></p> <p><u>⑨ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害</u></p> <p><u>⑩ その他本規定に違反する使用に起因する損害</u></p> <p><u>4 会員は、損害の補てんを請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害の補てんに必要と認める書類を当行所定の方法により当行に提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとし、</u></p> <p><u>5 当行が第1項により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額において、決済口座に係る会員の払戻請求権は消滅します。</u></p> <p><u>6 当行が第1項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| | <p><u>った金額において、不正利用を行った者その他の第三者に対して会員が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとし</u> <u>ます。</u></p> <p><u>7 本カードの偽造・盗難・紛失等が発生した場合におけるキャッシュカード機能の不正利用については、キャッシュカード規定第12条（偽造カード等による払戻し等）及び第13条（盗難カード等による払戻し等）により取り扱うものとし</u> <u>ます。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第13条（本デビットの利用停止等）</u></p> <p><u>1 当行は、会員が短時間に貴金属・金券類等の換金性商品を連続して購入しようとする場合、1日に何回も海外ATM出金をしようとする場合等、不審な取引であると当行が判断した場合、第19条に定める決済口座からの引落が不能となった場合等の本デビット利用代金の支払状況等の事情によっては、ショッピング及び海外ATM出金の両方又はいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。</u></p> <p><u>2 当行は、会員が第6条第5項にて禁止する行為に該当する若しくはそのおそれがあると認められる場合又は本カード若しくはカード情報の第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合等当行が合理的な理由に基づき必要と認めた場合、会員への事前の通知又は催告なしに本デビットに係る機能の全部又は一部の利用停止措置を講じることができるものとし</u> <u>ます。</u></p> <p><u>3 会員が本規定に違反し、又は違反するおそれがある場合等、本デビットの利用状況に不審がある場合には、当行は、ショッピング及び海外ATM出金の両方若しくはいずれかを一時的に停止し、又は、加盟店や海外ATM等を通じて本カードの回収を行うことができます。加盟店から本カード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとし</u> <u>ます。</u></p> <p><u>4 当行が会員について前3項に定める行為に該当又はそのおそれがあると認めた場合、当行が当該会員に対し本カード及び本人確認資料等を当行所定の方法により当行へ提示するよう求めることができ、会員は当行の求めに応じるものとし</u> <u>ます。</u></p> <p><u>5 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出及び申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においては本デビットの利用を制限することができるものとし</u> <u>ます。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第14条（本デビットによるショッピング及び海外ATM出金の利用方法）</u></p> <p><u>1 会員は、次の加盟店及び海外ATMにおいて本デビットを利用することができます。ただし、会員は、加盟店及び海外ATMにおける本デビット利用に際し、カード情報その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとし、当行が不適当と認めた加盟店において本デビットを利用できないことがあることをあらかじめ了承することとし</u> <u>ます。</u></p> <p><u>① 当行が適当と認めた、国際提携組織（Visa Worldwide等、本デビットに搭載された決済機能につき、当行が加盟又は提携する組織をいいます。以下同じとします。）のVisa取扱加盟店</u></p> <p><u>② 海外ATM（海外クレジットカード会社が海外に設置し当行所定のマークを掲示しているATM等をいいます。）</u></p> <p><u>2 加盟店の店頭又は海外ATMでの利用手続き</u> <u>商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店に本カードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には本デビットの利用ができないことがあります。なお、当行が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること又は署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号の店頭端末機への入力等当行が適当と認める方法によって取引</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|-----|---|
| | <p>を行う場合があります。なお、海外ATMで出金取引を行うに際しては、本カードを海外ATMに挿入し、暗証番号を入力して取引を行うものとします。また、当行は、当行が指定する国又は特定の地域における現地通貨の交付を制限することができます。</p> <p>3 郵便・ファックス・電話等による取引の際の利用手続き</p> <p>郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当行又は他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、本カードの提示に代えて、取引の申込み文書に本デビット情報及び届出住所等を記入することにより、若しくは電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。</p> <p>4 オンライン取引の際の利用手続き</p> <p>コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当行又は他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、本カードの提示に代えて、本デビット情報及び届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。</p> <p>5 ICカードの利用手続き</p> <p>本カードはICチップを搭載しており、当行が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合又は別途当行が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法で本デビットを利用させていただくことがあります。</p> <p>6 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き</p> <p>会員は、当行が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として本デビットを利用することができます。この場合、会員は自らの責任において本デビット情報を事前に加盟店に登録するものとし、本デビットの更新等により登録した本デビット情報に変更が生じたとき又は退会・会員資格の取消し等により本デビットが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当行が必要であると判断したときに、会員に代わって当行が本デビット情報の変更情報及び無効情報等（会員番号、有効期限その他当行所定のものに限ります。）を加盟店（加盟店が本デビット決済を可能とするため契約締結する当行以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>7 本デビットの利用に際しては、原則として、当行の承認を必要とし、この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当行が直接又は提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店又は会員自身に対し、本デビットの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>8 会員は、システム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等により本デビットを利用することができない場合があることを承諾するものとします。当行は、当行に責がある場合を除き、これらにより会員に損害等が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。</p> <p>9 未成年の会員は、本デビット利用の都度、親権者の同意を得るものとします。</p> <p>10 未成年の会員は、加盟店が商品の購入又は役務の提供に年齢制限を設けている場合であって、自身の年齢が当該制限（下限）に満たない場合は、本デビットを利用してはならないものとします。</p> <p>11 本カードのキャッシュカード機能にデビットカードサービス等（デビットカード規定第12条（利用の停止等）に規定するデビットカードサービス等をいいます。以下同じとします。）が付加された場合において、会員が、本デビット及びデビットカードサービス等の両機能を使用できる</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|---|
| | <p><u>加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第15条（立替払の承諾等）</u></p> <p><u>1 会員が、前条に従い、加盟店等（加盟店又は海外クレジットカード会社をいいます。以下同じとします。）において本デビットを利用して売買取引等（商品等の購入若しくは提供に係る取引又は及び海外ATM出金をいいます。以下同じとします。）を行う場合に、加盟店等が会員のカード情報を当行にオンライン又は当行所定の方法を通じて送付した結果、加盟店等に設置されている端末機又はコンピュータに取引承認を表す電文の表示その他当行所定の方法で取引承認の通知がなされた時点をもって、会員から当行に対して売買取引等債務相当額の決済口座からの引き落としの指示及び本デビット利用代金に係る売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなします。</u></p> <p><u>2 会員は、前項の弁済委託に基づき、会員の加盟店等に対する支払いを当行が代わりに行うに際し、ショッピング及び海外ATM出金での本デビット利用による取引の結果生じた加盟店等の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当行に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません。）を放棄するものとします。</u></p> <p><u>① 当行が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと（立替払の現実の実行の前後を問いません。）により、当行が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当行が適当と認める第三者を経由する場合があること。</u></p> <p><u>② 当行と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当行に債権譲渡する場合があること。この場合、当行が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除きます。）を経由する場合があること。</u></p> <p><u>③ 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いし、又は当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります。）、当行が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。</u></p> <p><u>④ 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いし、又は当該加盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります。）、当行が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。</u></p> <p><u>⑤ 当行と国際提携組織との契約に従い、当行が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること、又は海外クレジットカード会社から当行に債権譲渡すること。この場合、当行が適当と認めた第三者（本号では提携クレジットカード会社を除きます。）を経由する場合があります。</u></p> <p><u>3 本デビットの利用による取引上の紛議は会員と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、本デビットの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。</u></p> <p><u>4 会員は、本デビット利用に係る債権の特定と内容確認のため、本デビット利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店等から当行に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第16条（本デビット利用代金等の決済方法）</u></p> <p><u>1 本デビット利用代金の支払区分は1回払いのみとします。</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|---|
| | <p>2 前条第1項に基づいて弁済委託がなされたものとみなされた場合、当行は、加盟店等から当行に送信される本デビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、即時に売買取引等債務相当額及び当行所定の手数料を決済口座から引き落とします。（以下この手続きを「暫定支払手続き」、暫定支払手続きにより処理された売買取引等債務相当額及び当行所定の手数料を「暫定引落額」といいます。）暫定支払手続き完了後、加盟店に設置されている端末機又はコンピュータに取引承認を表す電文を表示する等、当行所定の方法で取引承認の通知を行います。</p> <p>3 当行は、暫定支払手続きがなされた後、加盟店等から本デビット取引の売上確定情報（以下「売上確定情報」といいます。）が当行に到達したときは、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を加盟店等に支払います。なお、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払手続きを行った際の暫定引落額における売買取引等債務相当額を下回っていた場合、その差額相当額は会員の決済口座に返金するものとします。一方、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払手続きを行った際の暫定引落額における売買取引等債務相当額を上回っていた場合、差額を決済口座から引き落とします。</p> <p>4 当行は、加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、暫定支払手続きがなされないまま本デビット取引の売上確定情報のみが到達した場合、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額及び当行所定の手数料を即時に決済口座から引き落とし（以下この手続きを「確定支払手続き」、確定支払手続きにより処理された売買取引等債務相当額及び当行所定の手数料を「確定引落額」といいます。）、その後加盟店等に支払います。ただし、決済口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額及び当行所定の手数料の合算額を下回っていた場合の処理は、第19条によるものとします。</p> <p>5 暫定支払手続き完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当行は一定期間経過後、暫定引落額を会員の決済口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、改めて売買取引等債務相当額を決済口座から引き落とし、加盟店等に支払いますが、その方法は前項に準じて行うものとします。</p> |
| (新設) | <p><u>第17条（本デビット利用代金等の通知方法）</u></p> <p>1 会員は、本デビットを利用する前に、ゆうちょデビット会員WEB利用特約を承認のうえ、Web上で本デビット利用代金明細の確認等を行うことができるWebサービス（以下「Webサービス」といいます。）の利用登録を行ってください。</p> <p>2 当行は、暫定支払手続きを行った時点で、会員がWebサービス上で登録した電子メールアドレス（以下「会員指定アドレス」といいます。）あてに本デビットの利用を通知する電子メールを送信します。ただし、当行所定の場合には本デビットの申込み時に届け出たメールアドレスあてに送信します。</p> <p>3 当行は、前項の利用通知メールに加え、ご利用額が確定した時にご利用額が確定した旨の通知を会員指定アドレスあてに電子メールを送信して行います。なお、当行所定の場合には本デビットの申込み時に届け出たメールアドレスあてに送信します。ただし、確定引落額と暫定引落額が同一額である場合は、当該電子メールの送信を省略することを会員はあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>4 会員は、前2項に定める電子メールの受信後速やかに、Webサービスを利用して本デビット利用代金明細を確認するものとします。</p> |
| (新設) | <p><u>第18条（海外利用代金の決済レート等）</u></p> <p>1 決済が外貨による場合における本デビット利用代金（本デビット利用が日本国内であるものを含みます。）は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで</p> |

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| | <p><u>円貨に換算します。</u></p> <p><u>2 日本国外で本デビットを利用する場合、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外での本デビットの利用の制限若しくは停止に応じていただくことがあります。</u></p> <p><u>3 会員は、本デビットを利用して海外ATM出金を行った場合、当行及び海外クレジットカード会社所定の利用手数料を負担するものとし、本デビット利用代金に利用手数料を合算して当行に支払うものとしします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第19条（決済口座の残高不足等の場合の支払方法）</u></p> <p><u>1 当行が、会員の決済口座の残高不足等により、第16条の定めに基づき、当行に支払うべき確定引落額から引落済の暫定引落額を控除した額、再発行手数料その他本規定に基づく債務の一部又は全部の引落ができない場合には、当行が適当と認める順序、方法により会員の決済口座の残高をいずれの債務にも充当することができるものとし、この場合、当行は、会員に対し、第16条の定めによらずに任意の日にその一部又は全部について会員の決済口座から引き落とすこと、又はその他当行の任意の方法で会員に支払うよう指示することができ、この場合、会員は、当行の指定する日時・場所・方法で支払うものとし、本項に基づく会員の支払額が残債務の全額に満たないときは、当行が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとし、</u></p> <p><u>2 前項により、会員が、当行に対して負担した債務を履行しなければならぬときは、その債務と当行に対する当該会員の貯金その他債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は当該会員に対し、書面により通知します。</u></p> <p><u>3 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、貯金その他債権の利率については当行の定めるところによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとし、</u></p> <p><u>4 会員は、前3項の支払に係る費用を負担するものとし、</u></p> |
| (新設) | <p><u>第20条（加盟店との紛議及び返金の取り扱い）</u></p> <p><u>1 会員は、本デビットにより加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他会員と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、会員と加盟店との間で解決するものとし、</u></p> <p><u>2 海外ATMにおいて外貨が引出しできない等、会員と海外クレジットカード会社との間に生じる取引上の一切の問題については、会員と海外クレジットカード会社との間で解決するものとし、</u></p> <p><u>3 当行は会員と加盟店等との間に生じた前2項の問題について、責を負わないものとし、</u></p> <p><u>4 本デビットの利用後、会員と加盟店等との間における本デビットの利用の原因となる売買取引等の無効が判明し、又は当該取引の取消若しくは解除が行われた場合、加盟店等の手続結果を当行が確認でき次第、本デビット利用代金を会員の決済口座に戻入します。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第21条（キャッシュバック）</u></p> <p><u>1 当行は、会員に対し、本デビットの利用額に応じて当行所定の金額をキャッシュバックします。</u></p> <p><u>2 前項のキャッシュバックは、決済口座に入金する方法により行います。なお、入金の実行時期については当行所定の時期とします。</u></p> <p><u>3 当行は、会員が次の各号に該当すると判断した場合は、会員に通知することなく、キャッシュバックの全部又は一部を行わないことができるものとし、</u></p> <p><u>① 会員に違法行為若しくは不正行為があった場合又は本規定に違反した場合</u></p> <p><u>② 前項に係る入金の実行時期において本デビットの会員資格を取り消され</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| | <p>ている場合</p> <p><u>③ その他キャッシュバックを行うことが不適切である場合</u></p> <p><u>4 前項の場合又は当行の事務処理上の過誤等の事由により不適切なキャッシュバックが行われた場合において、既にキャッシュバック金額が決済口座に入金されているときは、当行は取り消すべきキャッシュバック相当額を決済口座の残高から払い出すことができるものとします。払出しができなかった場合又は払出し後になお不足がある場合には、速やかに現金又は当行の指定する方法により、これを当行に支払うものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第22条（遅延損害金）</u></p> <p><u>会員は、本規定に基づく債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し、年14.6%の遅延損害金を当行に支払うものとします。この場合の計算方法は年365日（閏年は年366日）の日割計算とします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第23条（会員資格の取消）</u></p> <p><u>1 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</u></p> <p><u>① 本カードの申込に際し、氏名、住所、勤務先等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合</u></p> <p><u>② 本規定のいずれかに違反（第3条に規定する取引を行う目的への違反を含みます。）をした場合</u></p> <p><u>③ 本デビット利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合</u></p> <p><u>④ 会員の本デビットの利用状況が不適当又は不審があると当行が判断した場合</u></p> <p><u>⑤ 第13条の利用停止措置がとられた後、その事由が解消されず同措置が2か月以上継続する場合</u></p> <p><u>⑥ 決済口座が解約（総合口座取引規定に規定する総合サービスが停止若しくは廃止された場合又は通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより通常貯金が全部払戻しとされたときを含みます。）された場合</u></p> <p><u>⑦ キャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）第1項に基づきキャッシュカードの利用の廃止を行った場合</u></p> <p><u>⑧ 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合</u></p> <p><u>⑨ 家庭裁判所の審判により、補助、保佐若しくは後見が開始された場合、若しくは任意後見監督人の選任がなされた場合又は既に補助、保佐若しくは後見開始の審判を受けている場合、若しくは任意後見監督人の選任がなされている場合</u></p> <p><u>⑩ 会員において、差押、仮差押、仮処分申立又は滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始、当行との取引において期限の利益を喪失した場合等、会員の信用状態に重大な変化が生じた場合</u></p> <p><u>⑪ 会員に対し第4条第5項又は第13条第4項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合</u></p> <p><u>⑫ 会員が日本国内の居住でなくなった場合</u></p> <p><u>⑬ 本デビットの有効期限が経過した場合（第7条第2項に基づき、当行が引き続き会員として認める場合を除きます。）</u></p> <p><u>⑭ その他当行が合理的な理由に基づき会員として不適格と認めた場合</u></p> <p><u>2 会員資格を取り消された場合又は当行が必要と認めたときは、会員は速やかにカードを当行に返還するものとします。また、会員資格を取り消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</u></p> <p><u>3 当行は、会員資格の取消を行った場合、本デビットの無効通知及び無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。</u></p> <p><u>4 当行は、第1項により会員資格の取消を行った場合、本カードに代えて</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|---|
| | <p><u>キャッシュカードを送付します。ただし、キャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）によりキャッシュカードの利用を廃止の届出があったものとして取り扱われる場合に該当するときは、キャッシュカードの送付は行いません。</u></p> <p><u>5 会員資格が取り消された場合、当行が請求したときには、会員は、直ちに一括して本規定に基づく債務を支払うものとします。会員は、会員資格の取消後においても、本デビットを利用し、又は第三者に本デビットを利用されたとき（本デビット情報の利用を含みます。）は当該利用によって生じた本デビット利用代金等について全て支払の責を負うものとします。また、会員資格の取消前の利用によって生じた本デビット利用代金等についても同様とします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第24条（反社会的勢力の排除）</u></p> <p><u>1 会員は、現在、次の各号の一にでも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを当行に対し確約するものとします。</u></p> <p><u>① 暴力団</u></p> <p><u>② 暴力団員</u></p> <p><u>③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u></p> <p><u>④ 暴力団準構成員</u></p> <p><u>⑤ 暴力団関係企業</u></p> <p><u>⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>⑦ テロリスト等</u></p> <p><u>⑧ 日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者</u></p> <p><u>⑨ ①から⑧までに掲げる者に対して資金を提供し、又は利益若しくは便宜を供与する等の関係を有していると認められる者</u></p> <p><u>⑩ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者</u></p> <p><u>⑪ その他前各号に準ずる者</u></p> <p><u>2 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</u></p> <p><u>① 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p><u>④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損し又は当行の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>⑤ その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><u>3 会員が、前2項に違反した場合には、当行は、何らの通知なしに直ちに、会員資格を取消することができるものとします。また、前2項に違反したことにより当行に損失、損害又は費用が生じた場合、会員は、これらをすべて賠償する責任を負うものとします。</u></p> <p><u>4 前項により本規定に基づき会員資格を取り消された場合には、会員は、当該取消により生じる損害について、当行に対し一切の請求を行わないものとします。</u></p> <p><u>5 第3項により会員資格を取り消された場合は、会員は速やかに本カードを当行に返還するものとします。また、会員資格を取り消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</u></p> <p><u>6 当行は、会員資格を取り消した場合、本デビットの無効通知及び無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。</u></p> <p><u>7 会員は、会員資格の取消後においても、本デビットを利用し、又は第三者に本デビットを利用されたとき（本デビット情報の利用を含みます。）は当該利用によって生じた本デビット利用代金等について全て支払の責を負うものとします。また、会員資格の取消前の利用によって生じた本</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| | <u>デビット利用代金等についても同様とします。</u> |
| (新設) | <p><u>第 25 条（本デビットの利用ができない場合）</u></p> <p><u>会員は、次の各号の一にでも該当するときは、その期間において、本デビットに係る取扱いが利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとし、</u></p> <p><u>① 本デビットを提供するシステム機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により本デビットの利用を一時的に中断することが必要な場合</u></p> <p><u>② 本カードの破損、又は加盟店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合</u></p> <p><u>③ その他やむを得ない事由のある場合</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 26 条（退会）</u></p> <p><u>1 会員が退会する場合は、当行所定の方法により届け出るものとし、この場合、カードを当行に返却してください。</u></p> <p><u>2 会員は、退会する場合において、当行が請求したときには、直ちに一括して本規定に基づく債務を支払うものとし、また、退会後においても、本デビットを利用し、又は第三者に本デビットを利用されたとき（カード情報の利用を含みます。）は当該利用によって生じた本デビット利用代金等について全て支払の責を負うものとし、また、退会前の利用によって生じた本デビット利用代金等についても同様とします。</u></p> <p><u>3 第 1 項により退会をした場合、当行は本カードに代えてキャッシュカードを送付します。ただし、キャッシュカードの利用の廃止も同時に行うときは、この限りではありません。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 27 条（本デビットの改廃、解約）</u></p> <p><u>1 当行は、当行所定の方法で会員に通知又は公表の上、第 14 条に定める加盟店及び海外 A T M に加えて、新たに決済機能を提供する組織に加盟又は提携すること等のサービス追加又は改廃をすることがあり、会員はあらかじめこれを了承するものとし、</u></p> <p><u>2 当行は、金融情勢、法令その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、当行所定の方法で公表することにより、本デビットの一部又は全部の利用を停止し、又は解約できるものとし、</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 28 条（免責）</u></p> <p><u>1 当行は、当行の責に帰すべき事由のある場合を除き、当行が返金をする場合、利息・損害金をつけず、返金手続の遅れに付随して発生した損害等についても責任を負わないものとし、また、暫定引落額又は確定引落額の引落に伴い発生した貸付に係る利息及び損害金は消滅しません。</u></p> <p><u>2 前項のほか、当行が、本規定に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、一切責任を負わないものとし、</u></p> <p><u>3 本デビット又は W e b サービスにおいて、会員の行為又は提供情報が第三者の権利を侵害し、当行が損害賠償を余儀なくされた場合には、当行は当該侵害の原因となる行為をし、又は情報を提供した会員に対し、その損害及びこれに関する一切の費用を請求できるものとし、</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 29 条（合意管轄裁判所）</u></p> <p><u>本規定に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 30 条（準拠法）</u></p> <p><u>会員と当行とのこの契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとし、</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 31 条（規定の適用）</u></p> <p><u>本カードには、本規定のほか、「通常貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」及び「即時振替規定」の各規定が適用されます。ただ</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|-----|---|
| | <u>し、各規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。</u> |

■個人情報の取扱いに関する同意条項

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| (新設) | <u>本同意条項はゆうちょデビット会員規定（以下「本規定」といいます。）の一部を構成し、当行が会員又は会員になろうとする者（以下総称して「会員等」といいます。）から同意を取得するものです。</u> |
| (新設) | <p><u>第1条（総則）</u></p> <p><u>1 本同意条項は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）による本デビットの会員等に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。</u></p> <p><u>2 会員になろうとする者は、本同意条項に同意のうえ、本カード発行の申込みを行い、会員となった後に本カードを利用します。</u></p> <p><u>3 本同意条項に記載する語句の定義は、特段の定めがない限り本規定で定義した用語と同じ意味を有するものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第2条（個人情報の収集、保有、利用等）</u></p> <p><u>1 会員等は、本デビット（本デビットに係る申込みを含みます。以下同じとします。）を含む当行との取引の管理並びに付帯サービスの提供のため、下記①から⑦までの情報（以下総称して「個人情報」といいます。）を当行が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、取引の管理には、本デビットの利用確認、会員への本デビット利用代金の通知（決済口座の残高不足等の場合の通知を含みます。）をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める疑わしい取引でないことの確認その他法令の定めに基づき行っていることの確認を含むものとします。</u></p> <p><u>① 申込み時若しくは入会後に会員等が申込書等に記入し、若しくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、決済口座の記号番号、本デビット会員番号等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、本規定に基づき届け出られた情報、当行に届け出られた電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報及び電話等での問合せ等により当行が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といいます。）</u></p> <p><u>② 会員の利用に関する申込日、契約日、利用店名（利用した海外ATMを含みます。）、商品名、契約額等の利用状況及び契約内容に関する情報（以下「契約情報」といいます。）</u></p> <p><u>③ 会員の支払い状況等本規定により発生した客観的取引事実に基づく信用情報</u></p> <p><u>④ 来店、電話等での問合せ等により当行が知り得た情報（映像・通話内容を含みます。）</u></p> <p><u>⑤ 決済口座での取引時確認状況</u></p> <p><u>⑥ 当行が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項</u></p> <p><u>⑦ 官報や電話帳等の公開情報</u></p> <p><u>2 会員は、前項①から③までの個人情報を、日本郵政グループ・プライバシーポリシー及びゆうちょ銀行プライバシーポリシーに基づき、日本郵政グループ各社で次の目的のために利用することに同意します。この項に基づく利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者は日本郵政株式会社となります。なお、日本郵政グループ各社の範囲その他詳細についてはインターネットの日本郵政株式会社ホームページ又はゆうち</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| | <p><u>よ銀行ホームページ「日本郵政グループにおけるお客さまの個人情報の共同利用について」において確認するものとします。</u></p> <p>① <u>各種サービスに関するご案内、研究及び開発のため</u></p> <p>② <u>各種サービスのご提供に際しての判断のため</u></p> <p>③ <u>各種リスクの把握及び管理など、グループとしての経営管理業務の適切な遂行のため</u></p> |
| (新設) | <p><u>第3条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</u></p> <p>1 <u>会員等は、当行が次の目的で、個人情報を利用することに同意します。</u></p> <p>① <u>当行の本デビット（それに付随して提供するサービスを含みます。）及びその他当行の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・Eメール配信等による営業案内、関連するアフターサービスの提供</u></p> <p>※ <u>当行の具体的な事業内容は、当行ホームページ（https://www.jp-bank.japanpost.jp/）に常時掲載しております。</u></p> <p>② <u>第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話やEメール配信等による営業案内</u></p> <p>③ <u>商品の販売状況、本カードの利用状況の調査及び分析を通じた商品開発、マーケティング分析（個人を特定できないよう加工した分析結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含みます。）、並びにその他当行の事業における市場調査</u></p> <p>2 <u>会員等は、前項の利用について、中止の申出ができます。ただし、各取引の規定等に基づき当行が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第4条（業務委託に伴う個人情報の預託）</u></p> <p><u>当行が本デビットの提供及び会員管理その他の業務の全部又は一部を当行の委託先企業に委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。）する場合、当行が個人情報の保護措置を講じたうえで、第2条により収集した個人情報を当該委託先企業に預託し、当該委託先企業が受託の目的に限って個人情報を利用することに同意します。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第5条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）</u></p> <p>1 <u>会員等は、当行所定の窓口申し出ることにより、自己に関する個人情報の開示、訂正、追加又は削除を求めることができます。開示請求手続の詳細（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）は、当行所定のホームページ掲載の窓口を確認してください。</u></p> <p>2 <u>万一当行の保有する会員等の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められているときを除き、当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに訂正、追加又は削除に応じるものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第6条（会員契約が不成立の場合）</u></p> <p><u>会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第2条第1項に定める目的に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第7条（退会後又は会員資格取消後の場合）</u></p> <p><u>本規定第26条に規定する退会の申出又は本規定第23条及び第24条に規定する会員資格の取消後も、第2条に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第8条（本同意条項に不同意の場合）</u></p> <p><u>当行は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合又は本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。ただし、第3条第1項に同意しないことを理由にお断りすることや退会の手続きをとることはありません。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第9条（条項の変更）</u></p> <p><u>本同意条項は、当行所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第10条（合意管轄裁判所）</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|---|
| | <u>会員等と当行の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u> |
| (新設) | <u>【相談窓口】</u> <u>会員等は、当行所定の手続に従って申し出ることにより、自己に関する個人情報の開示、訂正、追加又は削除を求めることができるものとします。開示請求手続の詳細は、当行所定のホームページをご確認ください。</u> |

■ ゆうちょデビット会員 WEB 利用特約

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|------|---|
| (新設) | <u>ゆうちょデビット会員 WEB 利用特約（以下「本特約」といいます。）は、ゆうちょデビット会員規定（以下「本規定」といいます。）の特約として、本デビットを利用する会員のため、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）が提供する専用ウェブサイトの利用に関する条件を、会員と当行との間で定めるものです。</u> <u>本特約については、会員が利用登録した時点で同意いただいたものとみなしますので、ご利用の前に必ずお読みください。</u> |
| (新設) | <u>第1条（目的）</u> <u>1 本特約は、本デビットに係る会員用Webサービス（以下「Webサービス」といいます。）において提供するサービスの利用に関する条件を定めるものです。</u> <u>2 本特約で用いる用語は、別途定義しない限り、本規定で定義した用語と同じ意味を有するものとします。</u> |
| (新設) | <u>第2条（申込）</u> <u>会員は、当行所定の方法によりWebサービスの利用登録を行うものとし、利用登録が完了した時点で当行がWebサービスにおいて提供するサービスを利用することができます。</u> |
| (新設) | <u>第3条（ID・パスワード等）</u> <u>1 会員は、Webサービスの利用にあたって、ユーザーID、パスワード、電子メールアドレスその他当行所定の項目を登録するものとします。</u> <u>2 会員は、会員に対して当行より発行され、又は認証されたユーザーID、パスワード、その他その性質上Webサービスの利用にあたって当行より秘密性を有する情報として提供されたものとして認められるもの全て（以下「ID等」といいます。）に関して、会員以外の第三者に対して譲渡、売買、担保提供、名義変更、あるいは利用させてはならないものとします。</u> <u>3 会員は、善良なる管理者の注意をもって、ID等を他人に知られないよう十分に注意を払う他、ID等の使用及び管理に関して一切の責任を持ち、ID等の利用に関してなされた会員の全ての行為に関して一切の責任を負うものとします。</u> <u>4 会員は、第1項に基づいて登録したパスワードが、第5条に定めるVisaSecureにおけるパスワードとしても登録されることに同意します。</u> <u>5 会員は、会員指定アドレス等、当行に対して申請した登録内容に変更があった場合、又は自己のID等が第三者に無断使用されていること、若しくはそのおそれがあることが判明した場合、直ちに当行所定の届出を行うものとします。</u> <u>6 会員は、ユーザーID及びパスワードをWebサービスの画面より、当行所定の方法で変更できるものとします。</u> |
| (新設) | <u>第4条（提供するサービス）</u> <u>1 会員はWebサービスにおいて設定されたユーザーID及びパスワードでログインすることにより、本デビット利用代金明細の確認、会員指定アドレスの変更、本デビット利用限度額の変更、本デビットの利用停止・解除、オンラインショッピング認証サービスの利用その他当行が認めた取扱いができます。</u> <u>2 前項の各サービスについては、会員が利用した加盟店等が利用している</u> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|--|
| | <p><u>ネットワークの設定等によって結果が左右されるため、会員がWebサービスで設定した条件・内容に従ってサービスが提供されることを保証するものではありません。</u></p> <p><u>3 当行はWebサービスの内容を予告なく変更できるものとします。その結果、会員に不利益が生じた場合でも、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は補償その他の義務を負わないものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第5条（Visa Secure）</u></p> <p><u>「Visa Secure」とは、Visaの提供する以下の内容のサービスです。</u></p> <p><u>1 会員は、第3条第1項に従いパスワードを含む所定の認証情報を登録し、一度でもWebサービスにログインすることで、Visa Secureに対応した加盟店で電子商取引を行う際に、Visa Secureを利用することができます。会員は、Webサービスで登録した認証情報が、Visa Secureの認証情報として利用されることに同意します。</u></p> <p><u>2 本規定第10条によるカード再発行で会員番号が変更となった場合、所定の認証情報は無効となります。この場合、会員は改めてWebサービスへのログインを行うことにより、Visa Secureが利用できるようになります。</u></p> <p><u>3 Visa Secureは、本規定第13条によるカード利用停止、第26条による退会並びに第23条及び第24条の会員資格の取消により、自動的に利用できなくなります。なお、Visa Secureは、それ以外の方法により、会員が任意に利用を停止することはできません。</u></p> <p><u>4 本特約の規定にかかわらず、Visa Secureを利用したショッピングに関して生じた損害は当行が認めた場合を除き、補てんしません。</u></p> <p><u>5 当行は、Webサイトに公開するなど所定の方法で会員に通知することにより、Visa Secureに係るサービスを任意に中止できるものとします。その結果、会員に不利益が生じても、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切責任を負わないものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第6条（クッキー等について）</u></p> <p><u>1 当行は、会員のWebサービスへのアクセス認証、アクセス履歴及び利用状況の調査その他会員に最適のサービスを提供するために、会員がWebサービスに係るサーバにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、スマートフォン等（携帯電話端末を含みます。以下同じとします。）でアクセスした場合にはスマートフォン等の機体識別番号に関する情報、及びクッキー（cookie）の技術を使用して会員のアクセス履歴等に関する情報を収集します。</u></p> <p><u>2 会員は、前項を承諾し、クッキーを受け付け、Webサービスを利用するものとします。なお、会員は、これらのプログラムの使用を拒否することができますが、会員がこれらのプログラムの使用を拒否し、又はこれらのプログラムの使用条件若しくは環境に適さない用法によりWebサービスを利用した場合、一部のサービスが利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとし、この場合であっても、当行の責に帰すべき事由があるときを除き、当行は何らの責任を負わないものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第7条（利用準備）</u></p> <p><u>インターネットを利用するにあたり、会員は、自己の責任と費用において必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線、その他の設備を保持し管理するものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第8条（本特約の変更）</u></p> <p><u>1 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|------|---|
| | <u>2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> |
| (新設) | <p><u>第8条（本特約の変更）</u></p> <p><u>1 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第9条（免責）</u></p> <p><u>1 Webサービスにおけるシステムの運用等には万全を期していますが、万一Webサービスが一時的に中断・中止された場合又は情報内容に誤りがあった場合、当行の責に帰すべき事由があるときを除き、当行は一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>2 会員のプロバイダー若しくはメールサーバーの障害又はメールボックスの容量不足等により、本サービスにおける当行からの情報の遅延・不達が発生した場合、それらによって生じた損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>3 システムメンテナンス等又は不可抗力により本サービスが利用できない場合であっても、当行の責に帰すべき事由があるときを除き、当行は一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>4 会員間及び会員と第三者との間でトラブルが発生した場合は、当事者間で解決するものとします。</u></p> <p><u>5 Webサービスにおいて当行が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当行が妥当と判断したものであり、当行がその完全性、安全性等を保証するものではありませんが、会員はWebサービスの利用に際し、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性及び当行が採用するシステム上の安全対策等について了承しているものとみなします。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第10条（Webサービスの停止）</u></p> <p><u>会員は、本規定第26条による退会並びに第23条及び第24条の会員資格の取消により、退会日又は会員資格取消日からWebサービスをご利用いただけなくなります。ただし、本デビット利用代金明細の確認は、退会日又は会員資格取消日から当行所定の日数経過後からご利用いただけなくなります。</u></p> |

■口座貸越サービス規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| <p>30 規定の適用</p> <p>本サービスに係る取扱いには、本規定のほか、「貯金等共通規定」、「通常貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「振替規定」、「振込規定」、「デビットカード規定」、「自動払込み規定」、「即時振替規定」、「ゆうちょダイレクト規定」、「J P B A N K V I S Aカード/マスターカード会員規定」、「J P B A N K J C Bカード会員規定」、「mijica会員規定」、「スマートフォンアプリ利用規定」<u>又は</u>「ゆうちょP a y利用規約」の各規定が適用されます。ただし、各規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。</p> | <p>30 規定の適用</p> <p>本サービスに係る取扱いには、本規定のほか、「貯金等共通規定」、「通常貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「振替規定」、「振込規定」、「デビットカード規定」、「自動払込み規定」、「即時振替規定」、「ゆうちょダイレクト規定」、「J P B A N K V I S Aカード/マスターカード会員規定」、「J P B A N K J C Bカード会員規定」、「mijica会員規定」、「スマートフォンアプリ利用規定」、「ゆうちょP a y利用規約」<u>又は</u>「<u>ゆうちょデビット会員規定</u>」の各規定が適用されます。ただし、各規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。</p> |
| (2022年1月4日現在) | (2022年5月6日現在) |

■キャッシュカード規定

（下線の部分は改定箇所）

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>3 暗証払</p> <p>暗証払を受けようとするときは、当行所定の払戻請求書にカード又は通帳（カードの交付を受けた貯金の通帳に限ります。）（以下「カード等」と</p> | <p>3 暗証払</p> <p>暗証払を受けようとするときは、当行所定の払戻請求書にカード又は通帳（カードの交付を受けた貯金の通帳に限ります。）（以下「カード等」と</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年5月6日改定）**

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>いいます。)を添えて本支店等に提出し、端末機に届出の暗証(当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。)を正確に入力してください。ただし、暗証払における貯金の全部払戻しの取扱いは、<u>カード(第9条第1項に規定する代理人のカードを除きます。)</u>に限ります。</p> | <p>いいます。)を添えて本支店等に提出し、端末機に届出の暗証(当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。)を正確に入力してください。ただし、暗証払における貯金の全部払戻しの取扱いは、<u>第9条第1項に規定する代理人のカードを除きます。</u></p> |
| <p><u>(新設)</u></p> | <p><u>3の2 暗証による照合</u> <u>当行所定の取扱い(この規定に定める取扱いに限られません。)をする場合、当行所定の書類への押印(又は署名)に代えて、端末機に暗証を入力してすることができます。</u></p> |
| <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2022年<u>4</u>月<u>1</u>日から実施します。</p> | <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2022年<u>5</u>月<u>6</u>日から実施します。</p> |

以 上